社会的養護を必要とする方を対象とした

川崎市の学習支援費加算についてのご案内

平成３０年４月から、里親家庭や児童養護施設などの児童を対象に、国の措置費に加え、児童の個性に応じた学習支援を行うための加算（学習支援費加算）を実施しています。

Ⅰ　学習支援費加算の概要

（１）本加算の趣旨

基礎学力の確実な習得には、低年齢時から学習習慣を身に着け、自分が理解できる段階から順を追って進めていくことが重要であり、児童の理解度や集中できる時間等に応じた基礎からの個別指導等が有効であると考えられます。

本事業により基本的な生活支援に加え、福祉・教育に通じている NPO や地域人材、塾、家庭教師等を活用し、それぞれの児童に合った学習支援が可能な環境構築を図ります。

（２）本加算の対象者

里親、ファミリーホーム、自立援助ホーム、児童養護施設、児童心理治療施設に措置されている者で、小学生以上の者

（３）本加算の対象経費

学習習慣の定着や学力向上のために学習支援を行うための経費

ア　地域人材・NPO 法人等を活用した学習支援に係る経費の実費

イ　里親、施設職員が行う学習支援に係る経費の実費

ウ　塾及び家庭教師に係る経費の実費

（４）本加算の加算金額

対象経費の実費（国基準で支弁される額を超える額）

Ⅱ　地域人材・NPO 法人等を活用した学習支援経費

（1）概要

地域の NPO 法人や各種団体が実施する学習支援を利用する場合や、地域人材等を施設等へ招いて学習支援を受ける場合、地域人材等を施設等で雇用して学習支援を行う場合の経費を支弁します。

（2）対象経費

謝礼、報酬、交通費、教材費等の実費

（3）申請方法

他の措置費と併せて、対象経費の領収書や契約書等を添付して請求してください。

（4）施設等で地域人材等を雇用する場合の取扱い

施設等において地域人材等を直接雇用する場合にあっては、同一職員に対して加配職員雇用費加算との併用はできません。また、その際は、自立支援・学習支援員に係る月例給相当額及び賞与相当額の合計額を限度とします。
（請求時に対象者への給与支給額が確認できる書類が必要です。）

Ⅲ　教材等を活用した学習支援経費

（1）概要

里親や施設職員が市販の教材や通信教育に係る教材等を活用して学習支援を行う場合の経費を支弁します。

（2）対象経費

教材費等の実費（国基準の補習費が支弁される場合は、補習費の支弁額を超える額）

（3）申請方法

他の措置費と併せて、対象経費の領収書や契約書等を添付して請求してください。

Ⅳ　塾及び家庭教師に係る経費

（１）概要

小学生以上の児童が塾や家庭教師を利用する場合の経費を支弁します。

（２）対象経費

塾及び家庭教師に係る費用の実費（入会金、授業料、講習会費、模擬テスト代、交通費等）（国基準の塾代・補習費が支弁される場合は、国基準の支弁額を超える額）

（３）申請方法

他の措置費と併せて、対象経費の領収書や契約書、証明書等を添付して請求してください。

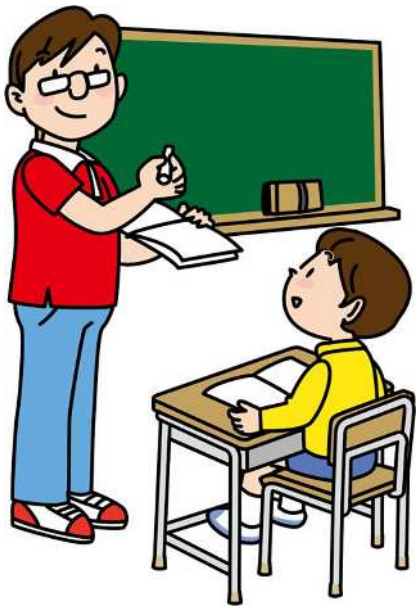

Ⅴ Q&A

Q１　学習に関する費用であれば、全て本加算の対象となるのですか。

Ａ１　本加算は、児童の個性に応じ、学校での学習の理解をするための補助や、進学に通常必要となる学力・学習習慣を身に付けることを趣旨とするものですので、その趣旨になじまないもの、特に高い能力を目ざすもの等については対象外となります。具体的には個別に審査しますので、疑義がありましたら事前に担当までお問い合わせください。

Q２　国の措置費との関係を教えてください。

Ａ２　本加算の対象経費に該当するものについては、基本的には実費を本加算により支弁しますが、他の制度や国の措置費（学習塾費・学習指導費加算等）で支弁されるものについては、その額を超える分を本加算により支弁します。

	小学生	中学生	高校生
塾	市（全額）	国（全額） ※国の家庭教師費・通信教育費と併用不可	国（20,000 円） （高３は 25,000 円） ※国の家庭教師費・通信教育費と併用不可 市（残りの全額）
家庭教師	市（全額）	国（25,000 円） ※国の塾費・通信教育費と併用不可 市（残りの全額）	国（25,000 円） ※国の塾費・通信教育費と併用不可 市（残りの全額）
通信教育	市（全額）	国（20,000 円） ※国の塾費・家庭教師費と併用不可 市（残りの全額）	国（20,000 円） （高３は 25,000 円） ※国の塾費・家庭教師費と併用不可 市（残りの全額）
教材費	国（8,200 円） 市（残りの全額）	国（8,200 円） 市（残りの全額）	市（全額）
その他 地域人材等	市（全額）	市（全額）	市（全額）

Ｑ３　本加算に上限額はあるのですか。
Ａ３　本加算は児童の個性に応じて最適な学習支援を行うことを目的としており、一律の上限額は設定していません。しかしながら、適正な公費の執行の観点から、社会通念上適正な金額であるかについては、支出を行うなかで個別に審査を行います。
　また、地域人材を施設等で直接雇用する場合については、別に定める一定の上限額を設定しています。

Ｑ４　義務教育を終了し高校には通っていませんが、本加算の対象となりますか。
Ａ４　本加算は義務教育卒業後の年齢で高等学校等に通学していない方も対象となります。

Ｑ５　ノート等の学用品は対象となりますか。
Ａ５　学用品は他の措置費（教育費・特別育成費）の対象となるため、本加算の対象外です。

Ｑ６　音楽教室やスポーツ教室等は対象となりますか。
Ａ６　本加算は学習習慣の定着や学力向上のために学習支援を行うためのものであり、それ以外のものは対象外となります。

Ｑ７　英語検定の検定料等は対象となりますか。
Ａ７　検定料については対象外ですが、学習習慣の定着や学校での学習の補助を目的として、英語検定等の書籍などの教材を利用する場合には教材費については対象となります。

Ｑ８　英語学習のための経費は対象となりますか。
Ａ８　Ｑ１の趣旨のとおり、学校での学習の理解をするための補助や、進学に通常必要となる学力・学習習慣を身に付けることを趣旨とするものについては対象となります。
海外留学を目的としたものなど、特に高い能力を目ざすものについては、本加算の対象外となります。
　具体的には個別に審査しますので、疑義がありましたら事前に担当までお問い合わせください。

Ｑ９　通信教育にタブレット端末が受講料に含まれるものは対象となりますか。
Ａ９　通信教育の費用と別にタブレット端末を用意する必要がある場合には、タブレット端末の費用は対象外となります。（通信教育の実施機関がタブレット端末の購入をあっせんしている場合等も対象外です。）
　一方、通信教育の教材費に当該講座専用のタブレット端末等がパッケージとして含まれており、受講費に含まれていて分割することができない場合には対象となります。
　また、タブレット端末を個別に購入し、学習用のアプリケーションを導入するもの等については対象外となります。

Q10　塾や家庭教師は複数のものを併用することはできますか。

A10　本加算は児童の個性に応じて最適な学習支援を行うことを目的としており、一律に併用の制限は設けていません。しかしながら、塾や教材等が児童の学力に合ったものであるか、児童の負担となっていないか等を勘案していただき、適切な活用をお願いいたします。

Q11　不登校児童生徒を対象とした各種支援については対象となりますか。

A11　学校教育法に定める高校等（高等学校、高等専門学校、専修学校高等課程、各種学校）や技能教育施設に係る入学金、授業料、教材費、交通費等の経費については、国基準の特別育成費で対応すべきものとなりますので、本制度の対象外となります。

Q12　高校等の授業料や教材費、入学金等が国基準の措置費では不足するが、その分については対象となりますか。

A12　本加算は、通常の学校での学習に加えて、児童の個性に応じた学習支援を行うための経費が対象となります。学校での学習のための各種経費については、他の措置費（教育費・特別育成費）で対応すべきものとなるため、本加算の対象外となります。

Q13　市販の教材費の支弁額を教えてください。

A13　購入月分の措置費として支弁しますが、対象となる児童が国措置費の学習支援費加算（月額単価 8,200 円）の対象となっている場合には、当該額を超えた場合に本加算の対象となります。

Q14　市販の教材を購入する場合は、まとめて購入してもよいのでしょうか。

A14　措置費の算定は各月ごとに行った学習支援に対し、各月ごとの措置費として支払いを行うことが基本となります。市販の教材についても、概ね各月に学習するものを月ごとに購入していただくようお願いします。

Q15　塾や通信教育に要する費用を一括払いした場合は、どのような取扱いとなりますか。

A15　塾や通信教育に要する費用は、月ごとに実施されたことを確認した上でお支払いをする必要があります。そのため、原則として一括払いではなく、月ごとの支払い方法で処理いただくようお願いします。

　一括払いを行った場合には、対応する月が経過した後で、証明書等を確認した上で支払いを行うこととなりますのでご了承ください。

例１

高校２年生の塾代４月～８月までの月謝（各月２万５千円、夏期講習５万円）を４月に一括払い（15 万円）した場合で、９月上旬の締切日までに市に書類を提出した場合

支弁額の計算

国基準額　20,000 円×５か月＝100,000 円

市基準額　5,000 円×５か月＋50,000 円＝75,000 円

支払方法

８月分（９月支払い）の措置費として上記額を支弁

例２

小学生の通信教育（４月～３月）分（１０万円）を４月に一括払いした場合で、５月上旬の期限までに市に証明書等を提出した場合

支弁額の計算

国基準額　　０円

市基準額　　１０万円

支払方法

翌年３月分（翌年４月に支払い）の措置費として上記額を支弁

Ⅵ　問い合わせ先

〒210－8577
川崎市川崎区宮本町１番地
川崎市こども未来局児童家庭支援・虐待対策室　児童福祉担当

電話　　044－200－2929
メール　45zidohu@city.kawasaki.jp

令和5年度版　川崎市こども未来局児童家庭支援・虐待対策室　児童福祉担当

研修受講に係る交通費の支払いについてのご案内

令和３年４月から、厚生労働省による里親支援メニューの拡充により、里親登録のための認定前研修等に参加された場合、交通費がお支払いできることになりました。

1　支弁対象となる研修

・里親登録のための研修

認定前研修、施設実習、振返り研修、新任研修

・里親登録更新のための研修

専門里親認定研修、更新研修

・その他研修

フォスタリング機関が実施する登録里親に向けた養育の質の向上を図る研修

※サロンや交流会などは対象となりません
※交通費の支弁であるため、オンライン研修等、自宅で実施したものは対象となりません
※基礎研修・個別面談等は対象となりません

2　支弁額

研修１件当たり日額 3,490 円　（※令和３年４月１日以降に実施した研修が対象です）

3　支払時期

令和６年５月頃

4　請求について

研修を実施した各機関に出席情報を確認し、支払を行いますので、受講された皆さまからの請求手続きは不要ですが、お支払いには、口座情報が必要になりますので、口座振替払登録がまだの方は登録届をご提出ください。

5　口座振替依頼書の記入にあたっての注意事項

・依頼書右上の代表者印にも印鑑の押印が必要ですのでご注意ください
・通帳の写しも合わせてご提出ください

6　口座振替依頼書の提出先

新規に里親登録申請を行う方
口座振替依頼書、通帳の写しを実習申込書と一緒にこども家庭センター里親担当まで提出してください。
川崎市こども家庭センター（中央児童相談所）
〒２１２－００５８
川崎市幸区鹿島田１丁目２１番９号
（電話）０４４－５４２－１２３４

既に里親登録をしている方
口座振替依頼書、通帳の写しを児童家庭支援・虐待対策室　児童福祉担当まで提出してください。

Ⅵ　問い合わせ先

〒210－8577
川崎市川崎区宮本町１番地
川崎市こども未来局児童家庭支援・虐待対策室　児童福祉担当

電話　　044－200－2929
メール　45zidohu@city.kawasaki.jp

児童福祉施設等に関する身元保証人確保対策事業

利　用　の　手　引

【2021年11月版】

社会福祉法人 全国社会福祉協議会

目　次

身元保証人確保対策事業のポイント・・・・・・・・・・・1
事業の対象・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・2
保証の範囲・期間・限度額等・・・・・・・・・・・・・・3
加入申込み手続き・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・4
保証期間の延長の手続き・・・・・・・・・・・・・・・・8
事故発生時の対応・手続き・・・・・・・・・・・・・・・9
加入内容変更の手続き・・・・・・・・・・・・・・・・・11
関係様式・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・13
保証書（サンプル）・・・・・・・・・・・・・・・・・・28

身元保証人確保対策事業のポイント

（１）施設等を利用または退所した子どもや女性の社会的自立を支援する事業です。

身元保証人確保対策事業は、児童養護施設や婦人保護施設などに入所中または退所した子どもや女性（以下、「子ども等」といいます。）が就職や高等学校、大学等への入学に際して、また住宅を賃借する際に親等による保証人が得られにくく、進学、就職、アパートの賃借や入院が困難になる場合があることから、施設長等が保証人となった場合に利用していただくことによって、保証人に損害賠償や債務弁済の義務が生じたときに賠償額のうち一定額を支払うものです。

これによって、施設長等が保証人を引き受ける場合のリスクを軽減し、必要な場合に保証人を引き受けやすくすることによって保証人を確保し、もって施設等を利用または退所した子ども等の社会的自立の促進に寄与することを目的としています。

（２）この事業は、措置委託元の都道府県・市・福祉事務所設置町村行政（以下、「措置委託元の都道府県等」といいます。）が実施主体となり、保証料は全額補助される公益的な事業です。（保証料の1/2は国庫補助）

社会福祉法人 全国社会福祉協議会（以下、「全社協」といいます。）は、国が定めた実施要綱に基づき、保証人となった施設長等の申込みを受け、保証人に損害賠償や債務弁済の義務が生じたときに保証金を支払うなど、この事業の運営主体となります。

運営にあたり、全社協は「身元保証人確保対策事業運営委員会」（児童福祉施設（入所）、里親、中央官庁等の関係者により構成）を設置し、運営の効果的な推進と制度の諸課題を検討します。

（３）年度途中での申込みも可能です。

実態と必要をふまえ、年度途中からの申込みもお受けします。

（４）保証料は国と措置委託元の都道府県等の補助です。

保証料は、国と措置委託元の都道府県等が負担するため、申込者（保証人）の保証料負担はありません。

（５）申込みにあたっては、措置委託元の都道府県等にご相談ください。

本事業への申込みは、措置委託元の都道府県等を通じて行います。申込みにあたっては当該措置委託元の都道府県等とご相談ください。

事　業　の　対　象

（１）事業の対象となる施設等

この事業の対象となる施設等は次のとおりです。

① 児童養護施設	⑥ 里親	⑪ 就学者自立生活援助事業を行う団体
② 児童心理治療施設	⑦ ファミリーホーム	⑫ 社会的養護自立支援事業を行う団体
③ 児童自立支援施設	⑧ 自立援助ホーム	⑬ 都道府県等が適当と認めた団体
④ 母子生活支援施設	⑨ 児童相談所一時保護所	
⑤ 婦人保護施設	⑩ 婦人相談所一時保護所	

（２）事業の対象となる被保証人

この事業の対象となる被保証人（施設長等が保証をする子ども等）は、対象施設に入所中または退所後 24 か月以内の方で、かつ次のいずれかの要件を満たし、親族等に適当な保証人がいない方です。この場合の「退所」には、委託解除を含みます。

① 父母等が死亡または行方不明、逮捕拘留中となっている。
② 父母等に心身の障害がある。
③ 父母等が経済的に困窮している。
④ 虐待や配偶者からの暴力等の理由により父母・配偶者等が保証人になることが適当でない、もしくは協力が得られない。

（３）事業の対象となる保証人

この事業の対象となる保証人は、次のとおりです。

① 児童養護施設、児童心理治療施設、児童自立支援施設、母子生活支援施設、婦人保護施設
ア）施設長　イ）施設の措置（または経営）主体の代表者
ウ）措置（または保護）をした児童相談所、婦人相談所の所長
エ）社会的養護自立支援事業受託事業者の代表者およびその他都道府県等が適当と認めた者

② 里親
ア）里親　イ）委託をした児童相談所の所長
ウ）社会的養護自立支援事業受託事業者の代表者およびその他都道府県等が適当と認めた者

③ 小規模住居型児童養育事業（ファミリーホーム）を行う者
ア）養育者　イ）設置（または経営）主体の代表者　ウ）委託をした児童相談所長
エ）社会的養護自立支援事業受託事業者の代表者およびその他都道府県等が適当と認めた者

④ 児童自立生活援助事業（自立援助ホーム）を行う者
ア）設置（または経営）主体の代表者　イ）援助の実施をした児童相談所長
ウ）社会的養護自立支援事業受託事業者の代表者およびその他都道府県等が適当と認めた者

⑤ 平成 29 年３月 31 日雇児発 0331 第 56 号「就学者自立生活援助事業の実施について」における就学者自立生活援助事業を行う者
ア）設置（または経営）主体の代表者
イ）社会的養護自立支援事業受託事業者の代表者およびその他都道府県等が適当と認めた者

⑥ 児童相談所一時保護所、婦人相談所一時保護所（いずれも一時保護委託を含む。）
ア）児童相談所、婦人相談所の所長
イ）その他都道府県等が適当と認めた者

⑦ 社会的養護自立支援事業
ア）施設長　イ）里親　ウ）養育者　エ）設置（または経営）主体の代表者
オ）社会的養護自立支援事業受託事業者の代表者およびその他都道府県等が適当と認めた者

保証の範囲・期間・限度額等

（１）この事業が対象とする保証の範囲は次の3つです。

① 就職時の身元保証

被保証人が雇用主のためにその業務を遂行するにあたって、または自己の職務上の地位を利用して雇用主、またはその他の者に損害を与えた結果、身元保証人が被った損害に対して限度額の範囲で保証金をお支払いします。

あわせて、被保証人が入院に関し、医療費の滞納など、医療機関に損害を与えた結果、身元保証人が被った損害に対して限度額の範囲で保証金をお支払いします。

② 居住を目的とする住宅等賃借時の連帯保証

賃貸住宅または賃貸施設（以下、「賃貸住宅等」）に関し、被保証人との間で締結された賃貸借契約等に基づき、貸主に対して負担する債務のうち、次に掲げるものが履行されないことにより連帯保証人が被った損害に対し限度額の範囲で保証金をお支払いします。

ア　家賃もしくは賃貸料および共益費（以下、「家賃等」）の支払い
イ　賃貸住宅等の修理または現状回復の費用の支払い
ウ　賃貸借期間終了後の不法居住による賠償金の支払い
エ　前各項目の債務の履行遅延による遅延利息の支払い

③ 大学等入学時の身元保証

被保証人が大学、高等学校などの教育機関における就学に関し、学費の滞納など教育機関に損害を与えた結果、身元保証人が被った損害に対して限度額の範囲で保証金をお支払いたします。

あわせて、被保証人が入院に関し、医療費の滞納など、医療機関に損害を与えた結果、身元保証人が被った損害に対して限度額の範囲で保証金をお支払いします。

（２）保証期間

この事業における保証期間は、次のとおりです。

ただし、加入月にかかわらず更新は当該年度末になります。これは、この事業の保証料が単年度の補助金で充てられるためです。

① 就職時の身元保証の期間は、１年毎の更新とし、最長３年間。
② 住宅等賃借時の連帯保証の期間は、１年毎の更新とし、最長３年間。
③ 大学等入学時の身元保証の期間は、１年毎の更新とし、当該教育機関における正規の修業年数の間。

（３）保証限度額

この事業における契約１件あたりの保証限度額は、次のとおりです。

① 就職時・入院時の身元保証　　２００万円
② 賃貸住宅等賃借時の連帯保証　　１２０万円
③ 大学等入学時・入院時の身元保証　　２００万円

（４）通知義務

被保証人または保証人（申込者）は、全社協が定める細則により、申込書記載事項に重要な変更があったとき等の通知義務等を果たさなければなりません。正当な理由なくこれらの義務を履行しなかったときは、その間に発生した損害に対して保証金を支払うことができない場合があります。詳しくは、それぞれの細則をご参照ください。

加入申込み手続き

（１）新規に申し込む場合

【新規申込みに必要な書類】

○ 加入申込書

○ 添付書類

・身元保証（就職時・入学時）の場合

→身元保証書または身元保証契約書の写し

・連帯保証の場合

→賃貸借契約書（および連帯保証書）の写し

○ その他

保証人が「社会的養護自立支援事業の受託業者の代表者」または「その他都道府県等が適当と認めた者」である場合、または、被保証人が「身元保証人確保対策事業実施要綱」に記載の「対象となる子ども等の②」に該当する場合は、**その旨が確認できる書類**をご提出ください。

一般的に身元保証・連帯保証は、雇用主・貸主などと保証人（施設長等個人）が交わす契約であり、身元保証人確保対策事業についても同じ取り扱いですが、当該施設や法人の事業と密接に関わるものです。したがって、申込みにあたっては、被保証人の意思を確認のうえ、施設や法人として組織的な確認・決裁等を経る手続きをとることが望ましいといえます。

○保証人（申込者）は、「加入申込書（3枚綴）」に必要事項を記入のうえ、1 枚を本人控えとし、残り2枚と提出鑑文と添付書類を**措置委託元の都道府県等**の身元保証人確保対策事業担当部・課に送付してください。

↓

○措置委託元の都道府県等では、保証人（申込者）より書類が届きましたら、確認ののち、全社協に送付してください。「加入申込書」は、届きました2枚のうち1枚を行政控えとし、残り1枚（①提出用）を全社協への送付用としてください。

○申込書を受けた全社協では審査を行い、保証承認後、保証人（申込者）あてに「保証書」をお送りします（措置委託元の都道府県等には写しをお送りします）。

↓

○全社協は、年度末に当該年度の保証料が確定した時点で、措置委託元の都道府県等あてに 1 年分の保証料請求書をお送りします。措置委託元の都道府県等は、全社協に保証料を支払います（1／2 は国庫補助）。

※身元保証人となる方に、保証料の負担はありません。

（２）保証期間を更新する場合

保証期間は１年毎の更新となります。（ただし、加入月にかかわらず更新は当該年度末のため、初年度の保証期間は３月までの残りの期間となります。）

したがって、保証の空白が生じないように、保証期間の終期の２か月前（１月末）に４月からの更新申請を行ってください。

【更新に必要な書類】

- **保証期間更新申込書**
- **添付書類**

新規申込み時の添付書類に変更があった場合にのみ新しい保証書または保証契約書の写しを添付してください。

○保証人（申込者）は、「保証期間更新申込書」に必要事項を記入のうえ、コピーをとり本人控えとして残し、原本と提出鑑文を**措置委託元の都道府県等**の身元保証人確保対策事業担当部・課に送付してください。

↓

○措置委託元の都道府県等では「保証期間更新申込書」を確認ののち、コピーをとり行政控えとして残したうえで、原本を全社協に送付してください。

○「保証期間更新申込書」を受けた全社協では審査、更新承認後、保証人（申込者）あてに「保証書」をお送りします（措置委託元の都道府県等には写しをお送りします）。

↓

○全社協は、年度末に当該年度の保証料が確定した時点で、措置委託元の都道府県等あてに１年分の保証料請求書をお送りします。措置委託元の都道府県等は、全社協に保証料を支払います（1／2 は国庫補助）。

※身元保証人となる方に、保証料の負担はありません。

《保証期間と更新について》

この事業における保証の期間は、１年毎の更新となります。事業が単年度の補助金で運営される関係上、加入初年度の保証期間は、加入月から当該年度末までの期間となります。更新は、１年間ですので、２回目の更新は４月から翌年３月までとなり、最終年の更新は１２か月から加入初年度の加入期間を除いた期間となります。

申込み書類の作成と記入上の留意事項

【被保証人欄】

「在籍施設名」欄は、法人名からフルネームで記入してください。
「区分」欄には、次の表により該当する番号を記入してください。

番号	施設等の区分	番号	施設等の区分
1	児童養護施設	8	自立援助ホーム
2	児童心理治療施設	9	児童相談所一時保護所
3	児童自立支援施設	10	婦人相談所一時保護所
4	母子生活支援施設	11	就学者自立生活援助事業を行う団体
5	婦人保護施設	12	社会的養護自立支援事業を行う団体
6	里親	13	都道府県等が適当と認めた団体
7	ファミリーホーム		

【施設長等が身元保証人となる理由の欄】

次の要件のうち、該当する理由の番号を〇で囲んでください。

番号	施設長等が身元保証人となる理由
1	父母等が死亡または行方不明、逮捕拘留中となっている。
2	父母等に心身の障害がある。
3	父母等が経済的に困窮している。
4	虐待や配偶者からの暴力等の理由により父母・配偶者等が保証人になることが適当でない、もしくは協力が得られない。

《添付書類》

ア．身元保証（就職時・入学時）の場合、身元保証書または身元保証契約書の写し
イ．連帯保証の場合、連帯保証書または賃貸借契約書の写し

《提出》

関係様式の「提出鑑文」に必要事項をご記入のうえ、加入申込書、添付書類とともに措置委託元の都道府県等に提出してください。

加入申込書は、必ず１枚を本人控えとして残し、保管をしてください。

保証を解約する場合の留意事項

この事業による保証を解約する場合には、関係様式の「保証解約申出書」に必要事項をご記入のうえ、措置委託元の都道府県等に送付してください。措置委託元の都道府県等では内容を確認の後、コピーをとり措置委託元の都道府県等控えとして残したうえで、原本を全社協に転送します。

《個人情報の取り扱いについて》

加入申込書等により全社協が取得した個人情報については、身元保証人確保対策事業の実施に必要な限りにおいて利用します。データ管理等を第三者に委託する場合には、受託者が個人データを適正に保護するよう契約条項に明記する等必要な措置を講じるものとします。

加入までのフローチャート

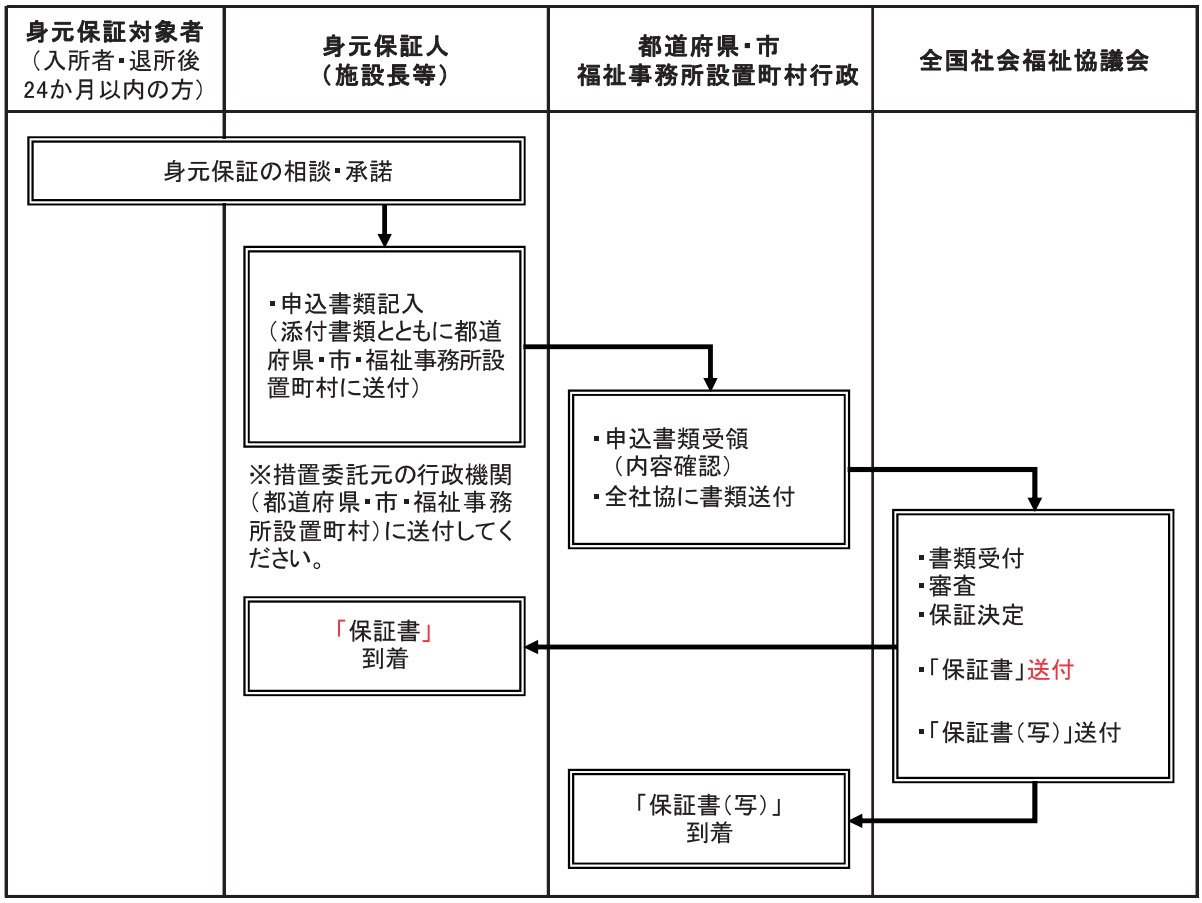

※保証料請求書は、年度末に送付いたします。

保証期間の延長の手続き

本事業の保証期間は、それぞれの保証種類によって異なりますが、加入後の満期を迎える際、例外として保証期間の延長が可能となります。

①運営内規第７条に掲げる一定要件を満たすこと。
②保証人本人に保証期間延長の意思があること。
③満期むかえる前に措置委託元の都道府県等と相談のうえ、全社協あてに申請いただくこと。

以上３つを条件として保証期間の延長を受け付けます。

【延長期間】

身元保証（就職時）	３年間の保証期間満期後、保証期間をさらに２年間延長し、最長５年間まで延長可能
連帯保証	３年間の保証期間満期後、保証期間をさらに１年間延長し、最長４年間まで延長可能
身元保証（入学時）	教育機関が定める修業年数終了後、保証期間をさらに１年間の延長可能

【手続きの流れ】

1. 措置委託元の都道府県等は、保証期間満期をむかえる前に、保証人に延長の意思を確認します。あわせて延長の要件を満たすかどうかも確認してください。

↓

2. 保証人は、保証期間延長の意思があり、さらに要件を満たしていれば、措置委託元の都道府県等と協議のうえ、必要な書類（下記参照）を準備します。
なお、書類は、必ず**措置委託元の都道府県等**を通じて全社協にお送りください。

↓

3. 全社協は、措置委託元の都道府県等から届いた「保証期間延長申込書」を確認、受付ののち、保証人（申込者）あてに「保証書」をお送りします（措置委託元の都道府県等には写しをお送りします）。

【延長に必要な書類】

- ○ 保証期間延長申込書
- ○ 提出鑑文
- ○ その他（該当する場合にのみ提出）
  - ・「保証書」の記載にかかわる変更があった場合
    →加入内容変更届出書
  - ・新規申込時の添付書類に変更があった場合
    →新しい身元保証契約書や賃貸借契約書の写し

事故発生時の対応・手続き

（１）事故の報告

被保証人の不誠実行為または損害の発生(これを「事故」といいます。)を知ったときは、その時点から48時間以内に事故発生通知書により全社協に通知していただきます。

関係様式の「事故発生通知書」に所要事項を記入のうえ、ＦＡＸで全社協児童福祉部宛送信してください。（ＦＡＸ．０３－３５８１－６５０９）

全社協は、この通知を受け、必要に応じて損害内容の照会や保証金請求書様式の送付などを行います。

（２）保証金の請求

保証人が損害賠償や債務弁済を行った場合、全社協に保証金請求書類を提出していただきます。保証金請求書の様式は、全社協より送付します。請求書に次に掲げる必要書類を添付していただきますが、事故の内容等によって書類の有無等が異なる場合がありますので、相談・確認のうえで作成・提出することになります。

必要書類	就職時・入学時・入院時の身元保証	住宅等賃借時の連帯保証
１．保証金請求書	○	○
２．身元保証契約書（写）	○	－
３．連帯保証書（写）	－	○
４．労働契約書（写）	○＊1 ＊2	－
５．賃貸借等契約書（写）	－	○
６．債務の計算明細書	○＊2	○
７．債務の内訳が分かる書類	○	○
８．保証人の債務履行（弁済）が確認できる書類	○	○
９．損害防止軽減費用の内訳が確認できる書類（細則を参照）	○	○
10．その他本会が求める書類	○	○
※権利移転証	○	○
※保証金受領証	○	○

＊1 は、入学時の身元保証の場合は不要。

＊2 は、入院時の身元保証の場合は不要。

※は、全社協より保証金が支払われた後の手続きとなります。

（３）　保証金の支払い

上記手続きがされた後、全社協の審査会において審査し、不備がなければ保証金をお支払いします。

事故発生時のフローチャート

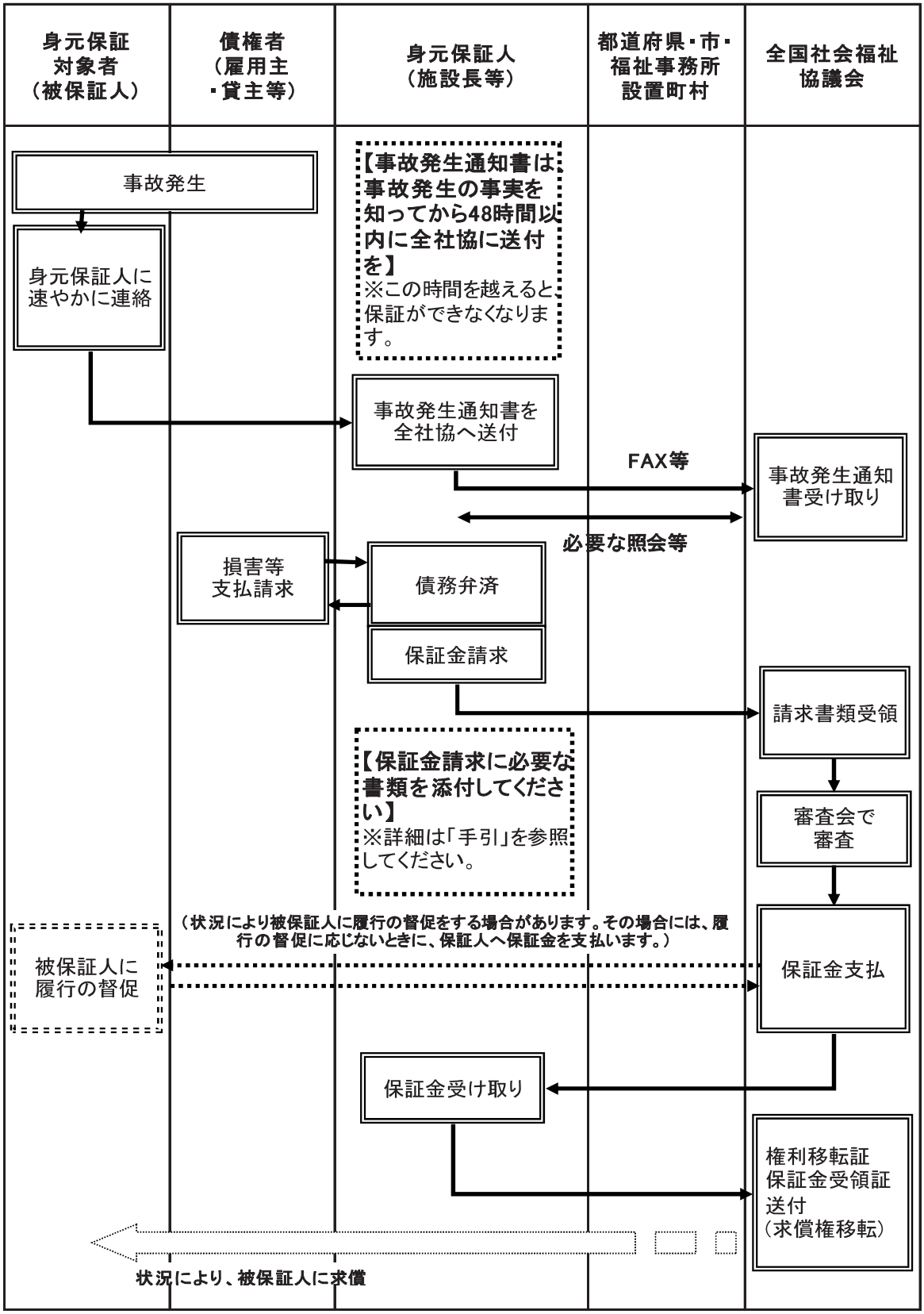

加入内容変更の手続き

保証人（施設長等）が退職や異動等により、保証人の交代が発生した場合、身元保証や連帯保証に関する契約の保証人変更の手続きが必要になります。

本事業の「保証書」に記載された保証人と実際の保証人が異なる状態で、事故が発生した際に、保証をうけることができない場合があります。

申込時の情報によって「保証書」は作成されていますので、施設長の交代等、本事業の保証の基礎となる保証契約内容に変更があった場合は、速やかに加入内容の変更の手続きをしてください。

本事業は、「保証書」に記載されている内容に基づいて保証するものです。

【手続きの流れ】

1．被保証人または保証人は、保証書に記載されている内容について、変更が発生した場合、「加入内容変更届出書」に必要事項を記入して、措置委託元の都道府県等にお送りください。

↓

2．全社協は、措置委託元の都道府県等から届いた「加入内容変更届出書」を確認、受付ののち、保証人あてに、変更した「保証書」をお送りします。（措置委託元の都道府県等には写しをお送りします）

【加入内容変更に必要な書類】

- ○ 加入内容変更届出書
- ○ その他（該当する場合にのみ提出）
  - ・新規申込時の添付書類に変更があった場合
    - →新しい身元保証契約書や賃貸借契約書の写し

加入までのフローチャート

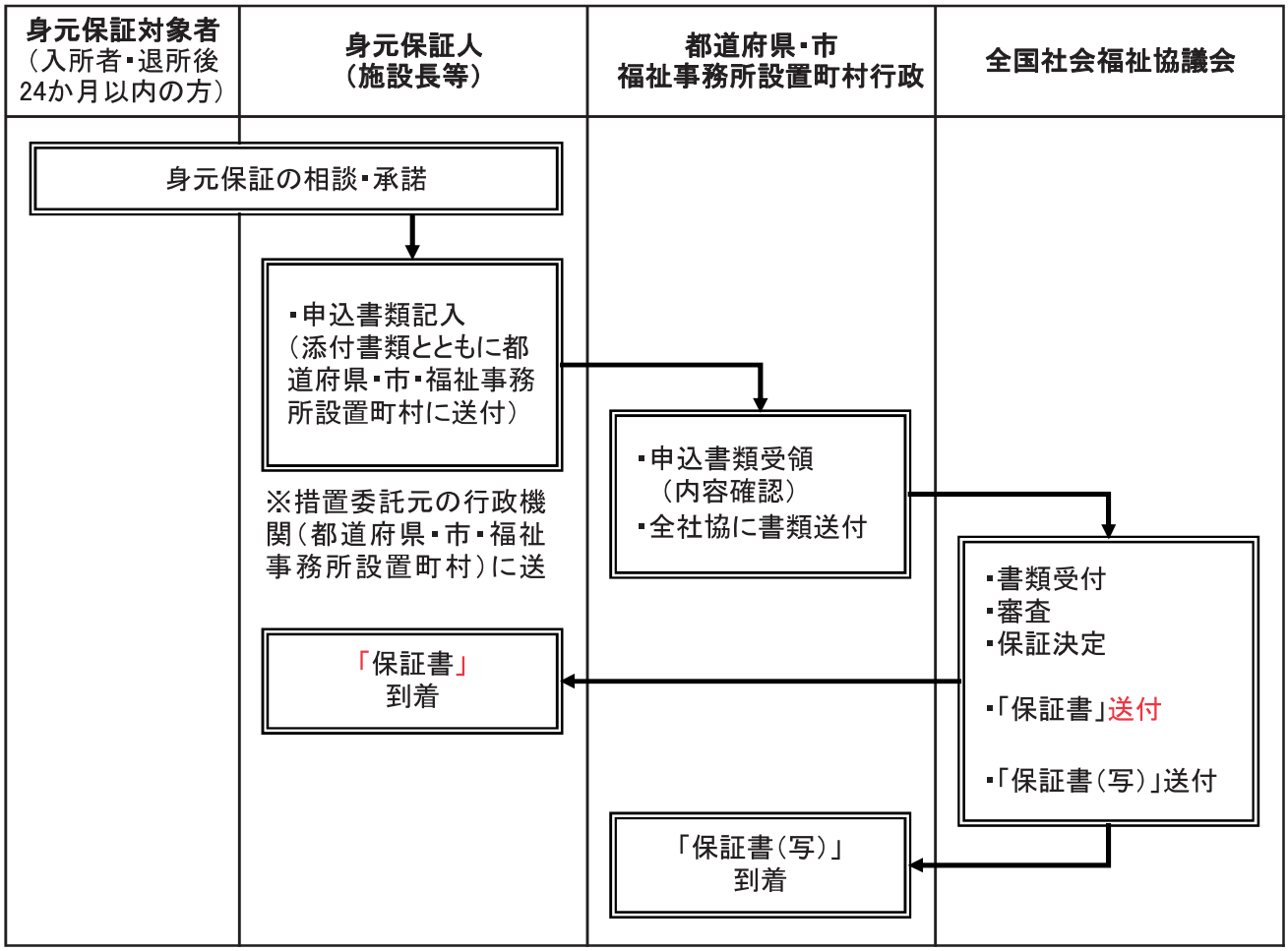

年　　月　　日

社会福祉法人 全国社会福祉協議会　御中

身元保証人確保対策事業について、下記のとおり書類を提出いたします。

記

1　提出書類

（1）申込書等

□ 加入申込書

□ 保証期間更新申込書

□ 保証期間延長申込書

□ 保証解約申出書

（2）添付書類

①身元保証（就職時）契約の場合

□ 身元保証契約書の写し

②連帯保証契約の場合

□ 賃貸借契約書の写し

③身元保証（入学時）契約の場合

□ 身元保証契約書の写し

※ 更新と延長の場合は、新規申込時の各種契約書の内容に変更があった場合にのみ、ご提出ください。解約の場合は不要です。

2　申込者（保証人）

氏　名		連絡先 ＴＥＬ	（個人・所属先）
住　所	〒　　－		
所　属		役職名	

※ 提出書類の該当欄（□）にチェック（レ）を記入してください。

（当該自治体においては、提出書類のコピーをとり控えとして保存してください。）

社会福祉法人　全国社会福祉協議会　御中　　①（提出用）

身元保証人確保対策事業（就職時・入院時の身元保証）加入申込書

今般、下記のとおり就職が決定しましたので、身元保証人確保対策事業への加入を申し込みます。

保証人	フリガナ		連絡先	（　　）
	氏　名			
	住　所	〒　－		
	所　属		役職名	
被保証人	フリガナ		生年月日	年　月　日生（　歳）
	氏　名		連絡先	（　　）
	住　所	〒　－		
	在籍（退所）施設等		区分	退所（予定）日　年　月　日
	施設等所在地			
雇用主	フリガナ			
	名称及び代表者名		TEL	（　　）
	所在地	〒　－		
雇用状況	採用年月日	年　月　日		
	勤務地	〒　－		

施設長等が身元保証人となる理由 （該当するものを〇で囲む。複数選択可）	1　2　3　4

※【保証人欄】の「所属」「役職名」は身元保証人確保対策事業の対象の保証人であることが確認できるようにご記入ください。
※【被保証人欄】の「退所（予定）日」は措置や委託等の解除、支援終了の（予定）日を申請まで24か月以内であることが確認できるようにご記入ください。
※その他、申込み書類の作成と記入上の留意事項等については「利用の手引」をご確認ください。

申 請 日：　　年　月　日

保 証 人：　氏名　　㊞

被保証人：　氏名　　㊞

（行政記入欄）

保証人	身元保証人確保対策事業実施要綱5に定める次の対象となる保証人であると認めた者 （①～⑦より選択）	の	（ア～オより選択）
被保証人	身元保証人確保対策事業実施要綱3に定める次の対象となる子ども等であると認めた者 （①～⑦より選択）		

行政名		整理番号	
担当部署・担当者			
受付日	年　月　日		

（全社協記入欄）

受付日	年　月　日	整理番号	
決定日	年　月　日		

全社協　2021.11

社会福祉法人　全国社会福祉協議会　御中　　②（行政用）

身元保証人確保対策事業（就職時・入院時の身元保証）加入申込書

今般、下記のとおり就職が決定しましたので、身元保証人確保対策事業への加入を申し込みます。

保証人	フリガナ			連絡先		（		）					
	氏　名												
	住　所	〒		ー									
	所　属			役職名									
被保証人	フリガナ			生年月日		年		月		日生（		歳）	
	氏　名			連絡先		（		）					
	住　所	〒		ー									
	在籍（退所）施設等			区分		退所（予定）日		年		月		日	
	施設等所在地												
雇用主	フリガナ												
	名称及び代表者名					TEL		（		）			
	所在地	〒		ー									
雇用状況	採用年月日		年		月		日						
	勤務地	〒		ー									

施設長等が身元保証人となる理由 （該当するものを〇で囲む。複数選択可）	１　２　３　４

※【保証人欄】の「所属」「役職名」は身元保証人確保対策事業の対象の保証人であることが確認できるようにご記入ください。
※【被保証人欄】の「退所（予定）日」は措置や委託等の解除、支援終了の（予定）日を申請まで24か月以内であることが確認できるようにご記入ください。
※その他、申込み書類の作成と記入上の留意事項等については「利用の手引」をご確認ください。

申 請 日：　　年　月　日

保 証 人：　氏名　　㊞

被保証人：　氏名　　㊞

（行政記入欄）

保証人	身元保証人確保対策事業実施要綱5に定める次の対象となる保証人であると認めた者 （①～⑦より選択）	の	（ア～オより選択）

被保証人	身元保証人確保対策事業実施要綱3に定める次の対象となる子ども等であると認めた者 （①～⑦より選択）

行政名		整理番号	
担当部署・担当者			
受付日	年　月　日		

（全社協記入欄）

受付日	年　月　日	整理番号	
決定日	年　月　日		

社会福祉法人　全国社会福祉協議会　御中　　③（申込者控）

身元保証人確保対策事業（就職時・入院時の身元保証）加入申込書

今般、下記のとおり就職が決定しましたので、身元保証人確保対策事業への加入を申し込みます。

保証人	フリガナ			連絡先		（		）							
	氏　名														
	住　所	〒		ー											
	所　属			役職名											
被保証人	フリガナ			生年月日		年		月		日生（		歳）			
	氏　名			連絡先		（		）							
	住　所	〒		ー											
	在籍（退所）施設等			区分		退所（予定）日		年		月		日			
	施設等所在地														
雇用主	フリガナ														
	名称及び代表者名					TEL		（		）					
	所在地	〒		ー											
雇用状況	採用年月日		年		月		日								
	勤務地	〒		ー											

施設長等が身元保証人となる理由 （該当するものを〇で囲む。複数選択可）	１　２　３　４

※【保証人欄】の「所属」「役職名」は身元保証人確保対策事業の対象の保証人であることが確認できるようにご記入ください。
※【被保証人欄】の「退所（予定）日」は措置や委託等の解除、支援終了の（予定）日を申請まで24か月以内であることが確認できるようにご記入ください。
※その他、申込み書類の作成と記入上の留意事項等については「利用の手引」をご確認ください。

申 請 日：　　年　　月　　日

保 証 人：　氏名　　㊞

被保証人：　氏名　　㊞

社会福祉法人　全国社会福祉協議会　御中　　①（提出用）

身元保証人確保対策事業（連帯保証）加入申込書

今般、下記のとおり住居等を賃借することが決定しましたので、身元保証人確保対策事業への加入を申し込みます。

保証人	フリガナ		連絡先		（		）							
	氏　名													
	住　所	〒　－												
	所　属		役職名											
被保証人	フリガナ		生年月日		年		月		日生（		歳）			
	氏　名		連絡先		（		）							
	住　所	〒　－												
	在籍（退所）施設等		区分		退所（予定）日		年		月		日			
	施設等所在地													
貸主	フリガナ													
	貸主名		TEL		（		）							
	貸主住所	〒　－												
賃借状況	入居年月日		年		月		日							
	物件所在地	〒　－												

施設長等が身元保証人となる理由 （該当するものを〇で囲む。複数選択可）	１　２　３　４

※【保証人欄】の「所属」「役職名」は身元保証人確保対策事業の対象の保証人であることが確認できるようにご記入ください。
※【被保証人欄】の「退所（予定）日」は措置や委託等の解除、支援終了の（予定）日を申請まで24か月以内であることが確認できるようにご記入ください。
※その他、申込み書類の作成と記入上の留意事項等については「利用の手引」をご確認ください。

申 請 日：　　年　　月　　日

保 証 人：　氏名　　㊞

被保証人：　氏名　　㊞

（行政記入欄）

保証人	身元保証人確保対策事業実施要綱5に定める次の対象となる保証人であると認めた者 （①～⑦より選択）	の	（ア～オより選択）

被保証人	身元保証人確保対策事業実施要綱3に定める次の対象となる子ども等であると認めた者 （①～⑦より選択）	

行政名		整理番号	
担当部署・担当者			
受付日	年　月　日		

（全社協記入欄）

受付日	年　月　日	整理番号	
決定日	年　月　日		

社会福祉法人　全国社会福祉協議会　御中　　②（行政用）

身元保証人確保対策事業（連帯保証）加入申込書

今般、下記のとおり住居等を賃借することが決定しましたので、身元保証人確保対策事業への加入を申し込みます。

保証人	フリガナ		連絡先		（		）							
	氏　名													
	住　所	〒　　－												
	所　属		役職名											
被保証人	フリガナ		生年月日	年	月	日生（　歳）								
	氏　名		連絡先	（	）									
	住　所	〒　　－												
	在籍（退所）施設等		区分		退所（予定）日	年	月	日						
	施設等所在地													
貸主	フリガナ													
	貸主名		TEL	（	）									
	貸主住所	〒　　－												
賃借状況	入居年月日	年	月	日										
	物件所在地	〒　　－												

施設長等が身元保証人となる理由 （該当するものを〇で囲む。複数選択可）	１　２　３　４

※【保証人欄】の「所属」「役職名」は身元保証人確保対策事業の対象の保証人であることが確認できるようにご記入ください。
※【被保証人欄】の「退所（予定）日」は措置や委託等の解除、支援終了の（予定）日を申請まで24か月以内であることが確認できるようにご記入ください。
※その他、申込み書類の作成と記入上の留意事項等については「利用の手引」をご確認ください。

申 請 日：　　年　　月　　日

保 証 人：　氏名　　㊞

被保証人：　氏名　　㊞

（行政記入欄）

保証人	身元保証人確保対策事業実施要綱5に定める次の対象となる保証人であると認めた者			
	（①～⑦より選択）	の	（ア～オより選択）	うち、「社会的養護自立支援事業の受託業者の代表者」または「その他都道府県等が適当と認めた者」である場合は別紙詳細により認めた者

被保証人	身元保証人確保対策事業実施要綱3に定める次の対象となる子ども等であると認めた者	
	（①～⑦より選択）	うち、②である場合は「社会的養護自立支援事業実施要綱」において実施する別添資料の事業による支援

行政名		整理番号	
担当部署・担当者			
受付日	年　月　日		

（全社協記入欄）

受付日	年　月　日	整理番号	
決定日	年　月　日		

全社協　2021.11

社会福祉法人　全国社会福祉協議会　御中　　③（申込者控）

身元保証人確保対策事業（連帯保証）加入申込書

今般、下記のとおり住居等を賃借することが決定しましたので、身元保証人確保対策事業への加入を申し込みます。

保証人	フリガナ		連絡先		（		）							
	氏　名													
	住　所	〒　　－												
	所　属		役職名											
被保証人	フリガナ		生年月日		年		月		日生（		歳）			
	氏　名		連絡先		（		）							
	住　所	〒　　－												
	在籍（退所）施設等		区分		退所（予定）日		年		月		日			
	施設等所在地													
貸主	フリガナ													
	貸主名		TEL		（		）							
	貸主住所	〒　　－												
賃借状況	入居年月日		年		月		日							
	物件所在地	〒　　－												

施設長等が身元保証人となる理由 （該当するものを〇で囲む。複数選択可）	１　２　３　４

※【保証人欄】の「所属」「役職名」は身元保証人確保対策事業の対象の保証人であることが確認できるようにご記入ください。
※【被保証人欄】の「退所（予定）日」は措置や委託等の解除、支援終了の（予定）日を申請まで24か月以内であることが確認できるようにご記入ください。
※その他、申込み書類の作成と記入上の留意事項等については「利用の手引」をご確認ください。

申 請 日：　　年　　月　　日

保 証 人：　氏名　　㊞

被保証人：　氏名　　㊞

社会福祉法人　全国社会福祉協議会　御中　　①（提出用）

身元保証人確保対策事業（入学時・入院時の身元保証）加入申込書

今般、下記のとおり入学が決定しましたので、身元保証人確保対策事業への加入を申し込みます。

保証人	フリガナ		連絡先		（		）						
	氏　名												
	住　所	〒　－											
	所　属		役職名										
被保証人	フリガナ		生年月日	年	月	日生（　歳）							
	氏　名		連絡先	（	）								
	住　所	〒　－											
	在籍（退所）施設等		区分	退所（予定）日	年	月	日						
	施設等所在地												
入学先	フリガナ												
	名　称		TEL	（	）								
	所在地	〒　－											
入学状況	入学年月日	年	月	日	正規の就学年数	年制（　年	月卒業）						
	就学地	〒　－											

施設長等が身元保証人となる理由 （該当するものを〇で囲む。複数選択可）	1　2　3　4

※【保証人欄】の「所属」「役職名」は身元保証人確保対策事業の対象の保証人であることが確認できるようにご記入ください。
※【被保証人欄】の「退所（予定）日」は措置や委託等の解除、支援終了の（予定）日を申請まで24か月以内であることが確認できるようにご記入ください。
※その他、申込み書類の作成と記入上の留意事項等については「利用の手引」をご確認ください。

申 請 日：　年　月　日

保 証 人：　氏名　　㊞

被保証人：　氏名　　㊞

（行政記入欄）

保証人	身元保証人確保対策事業実施要綱5に定める次の対象となる保証人であると認めた者 （①～⑦より選択）	の	（ア～オより選択）
被保証人	身元保証人確保対策事業実施要綱3に定める次の対象となる子ども等であると認めた者 （①～⑦より選択）		

行政名		整理番号	
担当部署・担当者			
受付日	年　月　日		

（全社協記入欄）

受付日	年　月　日	整理番号	
決定日	年　月　日		

全社協　2021.11

社会福祉法人　全国社会福祉協議会　御中　　②（行政用）

身元保証人確保対策事業（入学時・入院時の身元保証）加入申込書

今般、下記のとおり入学が決定しましたので、身元保証人確保対策事業への加入を申し込みます。

保証人	フリガナ			連絡先		（　　）									
	氏　名														
	住　所	〒　　－													
	所　属			役職名											
被保証人	フリガナ			生年月日	年　月　日生（　歳）										
	氏　名			連絡先		（　　）									
	住　所	〒　　－													
	在籍（退所）施設等			区分		退所（予定）日		年　月　日							
	施設等所在地														
入学先	フリガナ														
	名　称					TEL		（　　）							
	所在地	〒　　－													
入学状況	入学年月日	年　月　日	正規の就学年数	年制（　年　月卒業）											
	就学地	〒　　－													

施設長等が身元保証人となる理由 （該当するものを〇で囲む。複数選択可）	1　2　3　4

※【保証人欄】の「所属」「役職名」は身元保証人確保対策事業の対象の保証人であることが確認できるようにご記入ください。
※【被保証人欄】の「退所（予定）日」は措置や委託等の解除、支援終了の（予定）日を申請まで24か月以内であることが確認できるようにご記入ください。
※その他、申込み書類の作成と記入上の留意事項等については「利用の手引」をご確認ください。

申 請 日：　　年　月　日

保 証 人：　氏名　　㊞

被保証人：　氏名　　㊞

（行政記入欄）

保証人	身元保証人確保対策事業実施要綱5に定める次の対象となる保証人であると認めた者 （①～⑦より選択）	の	（ア～オより選択）

被保証人	身元保証人確保対策事業実施要綱3に定める次の対象となる子ども等であると認めた者 （①～⑦より選択）	

行政名		整理番号	
担当部署・担当者			
受付日	年　月　日		

（全社協記入欄）

受付日	年　月　日	整理番号	
決定日	年　月　日		

全社協　2021.11

社会福祉法人　全国社会福祉協議会　御中　　③（申込者控）

身元保証人確保対策事業（入学時・入院時の身元保証）加入申込書

今般、下記のとおり入学が決定しましたので、身元保証人確保対策事業への加入を申し込みます。

保証人	フリガナ			連絡先		（		）							
	氏　名														
	住　所	〒		ー											
	所　属			役職名											
被保証人	フリガナ			生年月日		年		月		日生（		歳）			
	氏　名			連絡先		（		）							
	住　所	〒		ー											
	在籍（退所）施設等			区分		退所（予定）日		年		月		日			
	施設等所在地														
入学先	フリガナ														
	名　称			TEL		（		）							
	所在地	〒		ー											
入学状況	入学年月日		年		月		日	正規の就学年数		年制（		年		月卒業）	
	勤務地	〒		ー											

施設長等が身元保証人となる理由 （該当するものを〇で囲む。複数選択可）	１　２　３　４

※【保証人欄】の「所属」「役職名」は身元保証人確保対策事業の対象の保証人であることが確認できるようにご記入ください。
※【被保証人欄】の「退所（予定）日」は措置や委託等の解除、支援終了の（予定）日を申請まで24か月以内であることが確認できるようにご記入ください。
※その他、申込み書類の作成と記入上の留意事項等については「利用の手引」をご確認ください。

申 請 日：　　年　　月　　日

保 証 人：　氏名　　㊞

被保証人：　氏名　　㊞

社会福祉法人　全国社会福祉協議会　御中

身元保証人確保対策事業 保証期間更新申込書

今般、下記被保証人にかかわる保証契約につき、翌年度への保証期間の更新を申し込みます。

保証人氏名　　：

被保証人氏名　：

＜保証内容＞

※更新後の保証期間は、翌年度の 4 月 1 日から 12 か月間。
　ただし、年度途中で保証期間、延長保証期間が終了する場合は終了月末日まで。

□就職時・入院時の身元保証

保証番号　：

□住宅等賃借時の連帯保証

保証番号　：

□入学時・入院時の身元保証

保証番号　：

申込日　：　　年　　月　　日

保証人氏名　：　　㊞

※保証書記載の加入内容について（該当に✓）
□変更はありません。
□別紙「加入内容変更届出書」のとおり変更します。

行政記入欄	行政名		整理番号	
	決定日	年　月　日		

全社協記入欄	受付日	年　月　日	整理番号	
	決定日	年　月　日		

年　　月　　日

社会福祉法人　全国社会福祉協議会　御中

身元保証人確保対策事業 保証期間（1年延長・2年延長）申込書

今般、下記被保証人に関わる（就職時・入院時の身元保証、入学時・入院時の身元保証、連帯保証）契約につき、下記の通り保証期間の延長を申し込みます。

保証人	フリガナ			連絡先	（　　）
	氏　名	㊞			
	現住所	〒　　ー			
	所　属			役職名	
被保証人	フリガナ			生年月日	年　月　日生　歳
	氏　名			連絡先	（　　）
	現住所	〒　　ー			
	退所施設名		区分		
	施設所在地				
延長の申請理由（※必須）					
その他参考事項					

＜保証内容＞

□身元保証（　就職時・入院時　、　入学時・入院時　）

保証番号	
現在の保証期間	年　月　日から　年　月　日まで　か月間
延長申込期間	年　月　日から　年　月　日まで　か月間

＜保証内容＞

□住宅等賃借時の連帯保証

保証番号	
現在の保証期間	年　月　日から　年　月　日まで　か月間
延長申込期間	年　月　日から　年　月　日まで　か月間

行政記入欄	行政名		整理番号	
	決定日	年　月　日		

全社協記入欄	受付日	年　月　日	整理番号	
	決定日	年　月　日		

社会福祉法人全国社会福祉協議会
児　童　福　祉　部　　行
（FAX　０３－３５８１－６５０９　）

身元保証人確保対策事業　事故発生通知書

【通知者】

事　故 通知日	年　　月　　日（　　）　　時　　分		
氏　名		連 絡 先	（　　）　　－
被保証人 との関係	保証人　・　その他　〔　　〕		

【被保証人】

氏　　名	フリガナ	性　　別	男　・　女
		生年月日	年　　月　　日
住　　所	〒　　－	連 絡 先	（　　）　　－
保証期間	年　　月　　日～　　年　　月　　日	初回加入日	年　　月　　日

【事故概要】

区分	就職時の身元保証　入学時の身元保証　住宅等賃借時の連帯保証	事故発生日	年　　月　　日 時　　分頃
保証番号			
事故 場所			
事故 状況			

【保証金請求書送付先】

〒　　－

【その他連絡事項】

全社協 使用欄	受付日 年　　月　　日	受付者
	NO.	備考

年　　月　　日

社会福祉法人　全国社会福祉協議会　御中

身元保証人確保対策事業 保証解約申出書

今般、下記被保証人に関わる（就職時・入院時の身元保証、入学時・入院時の身元保証、連帯保証）契約につき、保証の解約を申出ます。

保証人	フリガナ		連絡先	（　　）
	氏　名	㊞		
	現住所	〒　　ー		
	所　属		役職名	
被保証人	フリガナ		生年月日	年　月　日生　歳
	氏　名		連絡先	（　　）
	現住所	〒　　ー		
	在籍施設名	区分	退所日	年　月　日
	施設所在地			
解約理由				

＜解約する保証内容＞

□身元保証（就職時・入院時　、　入学時・入院時）

決定番号	第　　号
現在の保証期間	年　月　日から　年　月　日まで　間
解約日	年　月　日

□住宅等賃借時の連帯保証

決定番号	第　　号
現在の保証期間	年　月　日から　年　月　日まで　間
解約日	年　月　日

行政記入欄	行政名		整理番号	
	承認日	年　月　日		

全社協記入欄	受付日	年　月　日	整理番号	
	承認日	年　月　日		
	返戻保証料	円	備考	
	振込日	年　月　日		

年　　月　　日

社会福祉法人全国社会福祉協議会　御中

変更依頼者　　㊞
（被保証人または保証人）

身元保証人確保対策事業　加入内容変更届出書

今般、下記被保証人に関わる（就職時・入院時の身元保証、入学時・入院時の身元保証、連帯保証）契約につき、加入内容に変更が発生しましたので、手続きを依頼します。

記

1．保証番号

2．当該行政名

3．変更発生日　　年　　月　　日

4．変更事項（該当に✓を付し、内容を具体的に記入してください。）

○　保証人の変更

（現保証人）		
（新保証人）	フリガナ 氏名	連絡先　　（　　）
	住所	
	所属	役職名
変更理由		

○　保証人に係るその他の変更（具体的に記入してください。）

○　連帯保証に係る被保証人の住所変更（転居先住所を記入してください。）

※転居先にて新たに契約した賃貸借契約書の写しの提出が必要です。

○　その他の変更（具体的に記入してください。）

〒〇〇〇-〇〇〇〇
〇〇県〇〇市〇〇町〇-〇-〇

〇〇　〇〇　様

保　証　書

［①就職時・入院時の身元保証
②居住を目的とする住宅等賃借時の連帯保証
③入学時・入院時の身元保証］

加入の内容	保証の種類		①就職時・入院時の身元保証 ②居住を目的とする住宅等賃借時の連帯保証 ③入学時・入院時の身元保証
	①雇用主 ②貸　主 ③入学先	氏名（名称）	〇〇　〇〇
		所 在 地	〇〇県〇〇市〇〇町〇-〇-〇
	①雇用状況 ②賃借状況 ③入学状況	①採用年月日 ②入居年月日 ③入学年月日	〇年〇月〇日
		①勤務地 ②物件所在地 ③就学地	〇〇県〇〇市〇〇町〇-〇-〇
	保 証 人	氏　　名	〇〇　〇〇
		住　　所	〇〇県〇〇市〇〇町〇-〇-〇
	被保証人	氏　　名	〇〇　〇〇
		住　　所	〇〇県〇〇市〇〇町〇-〇-〇

保証内容	保証限度額	①、③金 2,000,000 円 ②金 1,200,000 円
	保証期間	〇年〇月 1 日　から　〇年 3 月 31 日
	保証番号	〇〇〇〇〇〇-〇-〇-〇-〇〇〇〇〇〇
	特記事項	保証期間満了：令和〇年〇月〇日　※ただし、〇年間の延長可

＜ご注意＞
① この保証書に社会福祉法人全国社会福祉協議会の記名・捺印のないものは無効です。
② この保証書を訂正したものは無効です。

社会福祉法人全国社会福祉協議会は、保証人に対し身元保証人確保対策事業運営内規その他この保証書に記載したところに従い、保証債務を負担し、その証としてこの保証書を発行します。

東京都千代田区霞が関３―３―２
社会福祉法人　全国社会福祉協議会
事務局長　〇〇　〇〇

里親・ふるさと里親の傷害保険について（概要）

川崎市では、里親・ふるさと里親の皆様が児童を受託中に発生する万一の事故に備え、「里親傷害保険」に加入しています。里親・ふるさと里親、受託児童がおケガを負った場合に、この傷害保険が適用されます。万一事故等でおケガを負った際には、速やかにご報告ください。
なお、保険料は川崎市が負担しているため、皆様の自己負担はございません。

□補償の対象：
- 川崎市認定里親　および　川崎市認定ふるさと里親
- 上記に受託中の児童（18歳未満が対象。ただし、委託が延長（された場合20歳まで対象とすることが出来ます。）

□補償の内容：
対象の里親・ふるさと里親、そこに受託中の児童が急激かつ偶然な外来による事故によって負ってしまったケガを補償。
（日常生活を含み、２４時間補償します。）

○死亡保険金　○後遺障害保険金（１～３級限定）
○入院保険金　○手術保険金

□支払われる主な事故例：
- 委託児童が暴れ、里親がケガを負った。
- 里親が外出時に転倒し、ケガを負った。

□このような事故によるケガは対象となりません。
- 故意、重大な過失
- 自殺行為、犯罪行為または闘争行為
- 地震、噴火またはこれらによる津波
- 無資格運転、酒気を帯びた状態での運転または麻薬等により正常な運転ができない恐れがある状態での運転
- 脳疾患、疾病または心神喪失
- 妊娠、出産、早産または流産　など

□保険金額の限度：

補償の種類	保険金額
死亡保険金	１１８万円
後遺障害保険金	程度に応じ 死亡保険金の78%～100%
入院保険金・日額	3,０００円
手術保険金	（入院時）３０,０００円 （外来時）１５,０００円
通院保険金・日額	1,０００円

□保険金請求の手続き方法：
お支払いの対象となると思われるおケガを負った場合、次の方法でお知らせください。
①「事故報告書」に必要事項を記入し、川崎市こども未来局　担当へご提出ください。
②担当保険代理店及び保険会社から、ご確認の連絡を取らせて頂きます。
③本制度の対象のおケガと確認されましたら、必要書類が送付されますので保険金請求手続きを行います。ご提出された書類の基づき、保険金が支払われます。

傷害総合保険を
ご契約いただく皆さまへ

重要事項等説明書（契約概要・注意喚起情報）

2021年７月

損保ジャパン

この書面では、傷害総合保険をご契約いただくにあたっての重要な事項（「契約概要」「注意喚起情報」等）についてご説明していますので内容を十分にご確認ください。なお、ご契約者と被保険者が異なる場合は、被保険者となる方にもこの重要事項等説明書の内容をお伝えください。また、ご契約の際は、ご家族の方にもご契約の内容をお知らせください。

契約概要　保険商品の内容をご理解いただくための事項

注意喚起情報　ご契約に際して保険契約者にとって不利益になる事項等、特にご注意いただきたい事項

◆2021年１月１日以降に保険期間が開始するご契約について、個人賠償責任補償等の保険料・補償内容の改定を行っています。

ご契約の内容は、保険種類に応じた普通保険約款・特約によって定まります。
この書面は、ご契約に関するすべての内容を記載しているものではありません。
詳細については「ご契約のしおり・約款集」に記載しています。必要に応じて損保ジャパン公式ウェブサイトをご参照いただくか、取扱代理店または損保ジャパンまでご請求ください。

(注)「ご契約のしおり・約款集」はご契約後、保険証券とともにお届けします。

このマークに記載の項目は「ご契約のしおり・約款集」に記載されています。

用語のご説明

「ご契約のしおり・約款集」にも「用語のご説明」が記載されていますので、ご確認ください。

先進医療、免責金額 など

【約款に関する用語】

用語	ご説明
普通保険約款	基本となる補償内容および契約手続等に関する原則的な事項を定めたものです。
特約	オプションとなる補償内容など普通保険約款に定められた事項を特別に補充・変更する事項を定めたものです。

このマークに記載の項目は「ご契約のしおり・約款集」に記載されています。

【補償の対象者等に関する用語】

用語	ご説明
契約者	保険会社に保険契約の申込みをする方をいいます。契約が成立すれば、保険料の支払義務を負うことになります。
被保険者	保険の対象となる方のことをいいます。
配偶者	婚姻の相手方をいい、内縁の相手方（※1）および同性パートナー（※2）を含みます。 （※1）内縁の相手方とは、婚姻の届出をしていないために、法律上の夫婦と認められないものの、事実上婚姻関係と同様の事情にある方をいいます。 （※2）同性パートナーとは、戸籍上の性別が同一であるために、法律上の夫婦と認められないものの、婚姻関係と異ならない程度の実質を備える状態にある方をいいます。 (注) 内縁の相手方および同性パートナーは、婚姻の意思（同性パートナーの場合は、パートナー関係を将来にわたり継続する意思）をもち、同居により婚姻関係に準じた生活を営んでいる場合にかぎり、配偶者に含みます。
親族	６親等内の血族、配偶者または３親等内の姻族をいいます。

【その他】

用語	ご説明
他の保険契約等	個人用傷害所得総合保険、傷害総合保険、普通傷害保険、家族傷害保険、交通事故傷害保険、ファミリー交通傷害保険、積立傷害保険等、この保険契約の全部または一部に対して支払責任が同じである他の保険契約または共済契約をいいます。
被害事故	第三者による加害を目的とする事故またはひき逃げ事故等をいいます。
保険金	被保険者が所定のお支払事由に該当された場合に、保険会社がお支払いする金銭のことです。
保険金額・保険金日額	ご契約いただいた保険契約で保険金をお支払いする事由に該当された場合に、保険会社がお支払いする保険金の額または限度額のことです。その金額は、保険契約者と保険会社との契約によって定められます。
保険料	保険契約者が保険契約に基づいて損保ジャパンに払い込むべき金銭をいいます。
未婚	これまでに婚姻歴がないことをいいます。

(SJ21-51011,2021.4.28) 365510-1001

1 契約締結前におけるご確認事項

（1）商品の仕組みと被保険者の範囲

①商品の仕組み 契約概要

基本となる補償、セットすることができる主な特約（任意セット特約）は次のとおりです。

基本となる補償<ケガの補償>

- 死亡・後遺障害
- 入院・手術
- 通院
- 介護

（注）交通事故等によるケガのみを補償することもできます。

- 被害事故補償

セットすることができる主な特約（任意セット特約）

- 天災危険補償特約
- 個人賠償責任補償特約
- 携行品損害補償特約
- 救援者費用等補償特約
- ホールインワン・アルバトロス費用補償特約

（注1）一部の補償を外してご契約いただくことも可能です。
（注2）条件付戦争危険等免責に関する一部修正特約が自動的にセットされます。

②被保険者の範囲 契約概要

被保険者の範囲等は、次のとおりです。

引受方式	被保険者(※1)の範囲			保険金が支払われる事故(※5)の種類		普通保険約款にセットされる特約
	本人(※2)	本人の配偶者(※3)	その他のご家族(※4)	交通事故(※6)	左記以外の事故	
個人型	○	×	×	○	○	－
交通傷害型	○	×	×	○	×	交通傷害危険のみ補償特約
家族型	○	○	○	○	○	家族特約
ファミリー交通傷害型	○	○	○	○	×	家族特約および交通傷害危険のみ補償特約

（※1）被保険者本人またはその配偶者との続柄および同居または別居の別は、ケガ・損害の原因となった事故発生時におけるものをいいます。
（※2）申込書の被保険者欄に記載のご本人をいいます。
（※3）家族特約（配偶者対象外用）をセットされた場合は、被保険者に含まれません。
（※4）本人またはその配偶者の同居の親族および別居の未婚の子をいいます。また、家族特約（配偶者対象外用）をセットされた場合は、本人の同居の親族および別居の未婚の子をいいます。なお、家族特約（夫婦用）をセットされた場合は、被保険者に含まれません。
（※5）被害事故補償保険金の補償については、交通傷害危険のみ補償特約をセットされた場合であっても交通事故による事故に限定されません。
（※6）所定の交通乗用具による事故をいいます。
<所定の交通乗用具の主なもの>
電車、自動車（スノーモービルを含みます。）、原動機付自転車、自転車、身体障がい者用車いす、航空機、船舶等をいいます。ただし、三輪以上の幼児用車両、スケートボード、キックボード（原動機を用いるものを含みます。）、ペダルのない二輪遊具等は除きます。

（2）基本となる補償 契約概要

基本となる補償は、次のとおり構成されています。保険金の種類は、複数の組み合わせでご契約いただくことが可能です。補償内容の詳細は普通保険約款・特約をご参照ください。

保険金の種類	保険金をお支払いする場合
死亡保険金	急激かつ偶然な外来の事故によりケガをされ、事故の発生の日からその日を含めて180日以内に死亡された場合、死亡・後遺障害保険金額の全額をお支払いします。ただし、すでに後遺障害保険金をお支払いしている場合は、その金額を差し引いてお支払いします。
後遺障害保険金	急激かつ偶然な外来の事故によりケガをされ、事故の発生の日からその日を含めて180日以内に後遺障害が生じた場合、その程度に応じて死亡・後遺障害保険金額の4％～100％をお支払いします。ただし、お支払いする後遺障害保険金の額は、保険期間を通じ、死亡・後遺障害保険金額を限度とします。
入院保険金	急激かつ偶然な外来の事故によりケガをされ、入院された場合、入院日数に対し、1,000日(※1)を限度として、1日につき入院保険金日額をお支払いします。
手術保険金	急激かつ偶然な外来の事故によりケガをされ、そのケガの治療のために病院または診療所において、以下①または②のいずれかの手術を受けた場合、入院中に受けた手術は入院保険金日額の10倍、外来で受けた手術は入院保険金日額の5倍の額を、手術保険金としてお支払いします。ただし、1事故につき1回の手術にかぎります。 なお、1事故に基づくケガに対して、入院中および外来で手術を受けたときは、入院中に受けた手術の場合の手術保険金をお支払いします。 ① 公的医療保険制度における医科診療報酬点数表に、手術料の算定対象として列挙されている手術(※2) ② 先進医療に該当する手術(※3)
通院保険金	急激かつ偶然な外来の事故によりケガをされ、通院された場合、事故の発生の日からその日を含めて1,000日以内の通院日数に対し、90日を限度として、1日につき通院保険金日額をお支払いします。ただし、入院保険金をお支払いするべき期間中の通院に対しては、通院保険金をお支払いしません。 （注1）通院されない場合であっても、骨折、脱臼、靭帯損傷等のケガをされた部位（脊柱、肋骨、胸骨、長管骨等）を固定するために医師の指示によりギプス等を常時装着したときはその日数について通院したものとみなします。 （注2）通院保険金の支払いを受けられる期間中に新たに他のケガをされた場合であっても、重複して通院保険金をお支払いしません。
介護保険金	急激かつ偶然な外来の事故によりケガをされ、事故の発生の日からその日を含めて180日以内に所定の重度後遺障害が生じ、所定の要介護状態となった場合、181日目以降の重度後遺障害による要介護状態である期間に対して、1年間につき、介護保険金年額をお支払いします。重度後遺障害による要介護状態である期間に1年未満の端日数がある場合は、1年を365日とした日割計算により介護保険金の額を決定します。
被害事故補償保険金	被保険者が、被害事故により死亡された場合または所定の重度後遺障害が生じた場合、所定の計算により算出した損害額から、下記の給付や賠償金等の合計額を差し引いた額を、1回の事故につき被害事故補償の保険金額を限度にお支払いします。 ①自賠責保険等からの給付 ②対人賠償保険等からの給付 ③加害者等からの賠償金 ④犯罪被害者等給付金の支給等による犯罪被害者等の支援に関する法律からの給付　など

（※1）入院保険金支払限度日数変更特約（180日）をセットされた場合は、180日となります。
（※2）以下の手術は対象となりません。
創傷処理、皮膚切開術、デブリードマン、骨または関節の非観血的または徒手的な整復術・整復固定術および授動術、抜歯手術
（※3）先進医療に該当する手術は、治療を直接の目的としてメス等の器具を用いて患部または必要部位に切除、摘出等の処置を施すものにかぎります。
（注）すでに存在していたケガや後遺障害、病気の影響などにより、保険金を支払うべきケガの程度が重くなったときは、それらの影響がなかったものとして保険金をお支払いします。

（3）保険金をお支払いしない主な場合　契約概要　注意喚起情報

保険金をお支払いしない主な場合は、次のとおりです。詳しくは、普通保険約款・特約をご参照ください。

保険金の種類	保険金をお支払いしない主な場合
死亡保険金 後遺障害保険金 入院保険金 手術保険金 通院保険金 介護保険金	■故意または重大な過失　■自殺行為、犯罪行為または闘争行為 ■戦争、外国の武力行使、暴動（テロ行為を除きます。）、核燃料物質等によるもの ■頸（けい）部症候群（いわゆる「むちうち症」）、腰痛等で医学的他覚所見のないもの ■地震、噴火またはこれらによる津波(※)　■無資格運転、酒気を帯びた状態での運転または麻薬等により正常な運転ができないおそれがある状態での運転　■脳疾患、疾病または心神喪失　■妊娠、出産、早産または流産　■外科的手術その他の医療処置　■ピッケル等の登山用具を使用する山岳登はん、ロッククライミング（フリークライミングを含みます。）、登る壁の高さが５mを超えるボルダリング、航空機操縦（職務として操縦する場合を除きます。）、ハンググライダー搭乗等の危険な運動を行っている間のその運動等のための用具　■データやプログラム等の無体物　■盗難または紛失　■自動車、原動機付自転車等による競技、競争、興行（これらに準ずるものおよび練習を含みます。）の間の事故 （※）天災危険補償特約がセットされている場合は、お支払いの対象となります。
被害事故補償保険金	■故意または重大な過失　■自殺行為、犯罪行為または闘争行為 ■戦争、外国の武力行使、暴動（テロ行為を除きます。）、核燃料物質等によるもの ■頸（けい）部症候群（いわゆる「むちうち症」）、腰痛等で医学的他覚所見のないもの ■地震、噴火またはこれらによる津波 ■被害事故を発生させた方が、次のいずれかに該当する場合　被保険者の配偶者、被保険者の直系血族、被保険者の親族のうち３親等内の方、被保険者の同居の親族　など

（4）主な特約の概要　契約概要

主な特約の概要は、次のとおりです。
下記特約の詳細および下記に記載のない特約については、普通保険約款・特約をご参照ください。

＜主な特約＞

特約の種類	保険金をお支払いする主な場合
個人賠償責任補償特約 （任意セット特約）	日本国内または国外において、被保険者(※1)が次の①から④までのいずれかの事由により法律上の損害賠償責任を負った場合に、損害賠償金および費用（訴訟費用等）の合計金額をお支払いします（自己負担額はありません。）。ただし、１回の事故につき損害賠償金は個人賠償責任の保険金額を限度とします。 なお、賠償金額の決定には、事前に損保ジャパンの承認を必要とします。 ①住宅の所有・使用・管理に起因する偶然な事故により、他人にケガなどをさせた場合や他人の財物を壊した場合 ②被保険者(※1)の日常生活（住宅以外の不動産の所有、使用または管理を除きます。）に起因する偶然な事故（例：自転車運転中の事故など）により、他人にケガなどをさせた場合や他人の財物を壊した場合 ③日本国内で受託した財物（受託品）(※2)を壊したり盗まれた場合 ④誤って線路に立ち入ったことなどにより電車等(※3)を運行不能にさせた場合 （※１）この特約における被保険者は次のとおりです。 ア．本人 イ．本人の配偶者 ウ．本人またはその配偶者の同居の親族 エ．本人またはその配偶者の別居の未婚の子 オ．本人が未成年者または責任無能力者の場合、親権者、その他の法定の監督義務者および監督義務者に代わって本人を監督する方（本人の親族にかぎります。）。ただし、本人に関する事故にかぎります。 カ．イ．から エ．までのいずれかの方が責任無能力者の場合、親権者、その他の法定の監督義務者および監督義務者に代わって責任無能力者を監督する方（その責任無能力者の親族にかぎります。）。ただし、その責任無能力者に関する事故にかぎります。 なお、被保険者本人またはその配偶者との続柄および別居または別居の別は、損害の原因となった事故発生時におけるものをいいます。 （※２）次のものは「受託品」に含まれません。 ■携帯電話・スマートフォン等の携帯式通信機器、ノート型パソコン等の携帯式電子事務機器およびこれらの付属品　■コンタクトレンズ、眼鏡、サングラス、補聴器　■義歯、義肢その他これらに準ずる物　■動物、植物　■自転車、ハンググライダー、パラグライダー、サーフボード、ウインドサーフィン、ラジコン模型およびこれらの付属品　■船舶（ヨット、モーターボート、水上バイク、ボートおよびカヌーを含みます。）、航空機、自動車（ゴルフ場敷地内におけるゴルフカートを除きます。）、バイク、原動機付自転車、雪上オートバイ、ゴーカートおよびこれらの付属品　■通貨、預貯金証書、株券、手形その他の有価証券、印紙、切手、乗車券、帳簿　■貴金属、宝石、真珠、骨とう、彫刻、美術品　■クレジットカード、ローンカード、プリペイドカードその他これらに準ずる物　■ドローンその他の無人航空機および模型航空機ならびにこれらの付属品　■山岳登はん、ロッククライミング（フリークライミングを含みます。）、登る壁の高さが５mを超えるボルダリング等の危険な運動等を行っている間のその運動等のための用具　■データやプログラム等の無体物　■漁具　■１個もしくは１組または１対で100万円を超える物　など （※３）「電車等」とは、汽車、電車、気動車、モノレール等の軌道上を走行する陸上の乗用具をいいます。 （注）日本国内において発生した個人賠償責任補償特約のお支払対象となる事故については、損保ジャパンが示談交渉をお引き受けし事故の解決にあたる「示談交渉サービス」がご利用いただけます。

特約の種類	保険金をお支払いする主な場合
携行品損害補償特約 （任意セット特約）	偶然な事故により携行品に損害が生じた場合に、被害物の再調達価額を基準に算出した損害額から免責金額（１回の事故につき3,000円）を差し引いた金額をお支払いします。ただし、保険期間を通じ、携行品損害の保険金額を限度とします。 （注１）乗車券等、通貨、小切手、預貯金証書、印紙または切手については合計して５万円を損害額の限度とします。 （注２）次のものは保険の対象となりません。 船舶（ヨット、モーターボート等を含みます。）、自動車、原動機付自転車、自転車、ハンググライダー、サーフボード、ラジコン模型、ドローン、義歯、義肢、補聴器、動物、植物、有価証券（小切手は除きます。）、クレジットカード、プリペイドカード、稿本、設計書、携帯電話・スマートフォン等の携帯式通信機器、ノート型パソコン等の携帯式電子事務機器、コンタクトレンズ、眼鏡、サングラス　など

（5）補償重複について　注意喚起情報

「個人賠償責任補償特約」「携行品損害補償特約」「救援者費用等補償特約」「ホールインワン・アルバトロス費用補償特約」等を複数のご契約(※1)にセットされた場合は、補償が重複することがあります。
補償が重複すると、対象となる事故については、どちらのご契約からでも補償されますが、いずれか一方のご契約からは保険金が支払われない場合があります。ご契約にあたっては、補償内容の差異や保険金額をご確認いただき、補償・特約の要否をご判断ください(※2)。
（※１）傷害総合保険以外のご契約にセットされる特約や他社のご契約を含みます。
（※２）１契約のみに補償・特約をセットした場合、ご契約を解約したときや、家族状況の変化（同居から別居への変更等）により被保険者が補償の対象外になったときなどは、補償がなくなることがありますので、ご注意ください。

＜補償重複となる可能性がある主な補償・特約＞

	今回ご契約いただく補償	補償の重複が生じる他のご契約の例
①	傷害総合保険の個人賠償責任補償特約	自動車保険・火災保険の個人賠償責任特約
②	傷害総合保険の携行品損害補償特約	火災保険の携行品損害特約

（6）保険金額の設定　契約概要

■保険金額の設定にあたっては、次の①、②にご注意ください。
①お客さまが実際に契約する保険金額については、申込書の保険金額欄、普通保険約款・特約等でご確認ください。
②各保険金額・日額には、引受けの限度額があります。保険金額・日額は、被保険者の年齢・年収などに照らして適正な額となるように設定してください。なお、次のいずれかに該当する場合、ご契約いただける死亡・後遺障害保険金額は他の保険契約等と通算して1,000万円が上限となることがあります。
・被保険者が保険期間の初日において満15歳未満である場合
・ご契約者と被保険者が異なるご契約において被保険者の同意（署名・捺印）がない場合

（7）保険期間および補償の開始・終了時期　契約概要　注意喚起情報

■保険期間　：１年間（１年未満の短期契約も可能です。）
■補償の開始：始期日の午後４時（これと異なる時刻が申込書に記載されている場合は、その時刻）
■補償の終了：満期日の午後４時

（8）保険料の決定の仕組みと払込方法等

①保険料決定の仕組み　契約概要

■保険料は、保険金額、保険期間、補償範囲、お仕事の内容等によって決定されます。また、実際にご契約いただくお客さまの保険料につきましては、申込書でご確認ください。
■最低保険料は1,000円です。ただし、ご契約内容によって異なる場合があります。

②保険料の払込方法　契約概要　注意喚起情報

■保険期間の払込方法は、ご契約と同時に金額をお支払いいただく一時払と、複数の回数に分けてお支払いいただく分割払があります。
■ご契約の保険料は、口座振替で払い込むことができます（現金等により払い込むことも可能です。）。ただし、契約内容によりご選択いただけない払込方法があります。
【ご契約時に保険料を払い込む方法の場合】
保険期間が始まった後でも、始期日から取扱代理店または損保ジャパンが保険料を領収するまでの間に生じた事故に対しては、保険金をお支払いしません。

このマークに記載の項目は「ご契約のしおり・約款」に記載されています。

③保険料の払込猶予期間等の取扱い　注意喚起情報

分割払でご契約の場合、第２回目以降の分割保険料は、申込書記載の払込期日(※)までにお支払いください。なお、分割保険料が払込期日の属する月の翌月末日を経過してもお支払いがない場合は、払込期日の翌日以後に発生した事故によるケガ・損害に対しては保険金をお支払いできません。ただし、分割保険料のお支払いがなかったことにご契約者の故意または重大な過失がなかったと損保ジャパンが認めた場合は、払込猶予期間を払込期日の翌々月の25日まで延長します。また、所定の払込猶予期間中に分割保険料のお支払いがない場合、または２か月連続して払込期日に分割保険料のお支払いがない場合は、ご契約を解除することがあります。

（※）口座振替の場合、金融機関所定の振替日が保険料払込期日となります。

（9）満期返れい金・契約者配当金　契約概要

この保険には満期返れい金・契約者配当金はありません。

2　契約締結時におけるご注意事項

（1）告知義務　注意喚起情報　（申込書の記載上のご注意事項）

ご契約者または被保険者には、告知事項(※)について、事実を正確にご回答いただく義務（告知義務）があります。

（※）危険に関する重要な事項のうち、申込書の記載事項とすることによって損保ジャパンが告知を求めたものをいい、他の保険契約等に関する事項を含みます。

＜告知事項＞ この保険の普通保険約款における告知事項は、次のとおりです。
★被保険者ご本人の職業または職務
★他の保険契約等の加入状況

■交通傷害危険のみ補償特約等をセットされたご契約における「被保険者ご本人の職業または職務」等、お引受けの条件によりご回答が不要となる告知事項があります。また、セットされる特約やお引受けの条件により告知事項を定めている場合があります。詳しい内容につきましては、取扱代理店または損保ジャパンまでお問い合わせください。
■口頭でお話し、または資料提示されただけでは、告知していただいたことにはなりません。
■告知事項について、事実を記入されなかった場合または事実と異なることを記入された場合は、ご契約を解除することや、保険金をお支払いできないことがあります。
■「告知義務違反」によりご契約が解除になった場合、「保険金の支払事由」が発生しているときであっても、保険金をお支払いできません。ただし、「保険金の支払事由」と「解除原因となった事実」に因果関係がないときは、保険金をお支払いします。

申込書のご記入にあたっての注意点（告知義務等）

（2）クーリングオフ　注意喚起情報

この保険は保険期間が１年以下であり、クーリングオフ（契約申込みの撤回等）ができません。

（3）死亡保険金受取人　注意喚起情報

死亡保険金は被保険者の法定相続人にお支払いします。死亡保険金受取人について特定の方を定める場合は、所定の方法により被保険者の同意の確認手続きが必要です。また、企業等を死亡保険金受取人とする場合は、被保険者となる方に、この保険の加入についてご家族等に対し説明していただくようお伝えください。

3　契約締結後におけるご注意事項

（1）通知義務等　注意喚起情報

①職業または職務を変更された場合
保険証券記載の職業または職務を変更された場合（新たに職業に就かれた場合または職業をやめられた場合を含みます。）は、ご契約者または被保険者には、遅滞なく取扱代理店または損保ジャパンまでご通知いただく義務（通知義務）があります。ただし、お引受けの条件によりご通知が不要となることがあります。

■変更前と変更後の職業または職務に対して適用される保険料に差額が生じる場合は、所定の計算により算出した額を返還または請求します。追加保険料のお支払いがなかった場合やご通知がなかった場合は、ご契約を解除することや、保険金を削減してお支払いすることがあります。
■この保険では、下欄記載の職業については、お引受けの対象外としています。このため、上記にかかわらず、職業または職務の変更が生じ、これらの職業に就かれた場合は、ご契約を解除しますので、あらかじめご了承ください。ご契約が解除になった場合、「保険金の支払事由」が発生しているときであっても、変更の事実が生じた後に発生した事故によるケガに対しては、保険金をお支払いできません。

プロボクサー、プロレスラー、ローラーゲーム選手（レフリーを含みます。）、力士その他これらと同程度またはそれ以上の危険を有する職業

（注）団体契約における被保険者の人数の増減等、上記以外にもセットされる特約やお引受けの条件により通知義務を定めている場合があります。詳細はご契約のしおり、普通保険約款・特約をご確認ください。

②住所または通知先を変更された場合
保険証券記載の住所または通知先を変更された場合は、遅滞なく取扱代理店または損保ジャパンまでご通知ください。ご通知がない場合は、重要なお知らせやご案内ができないことになります。

③上記以外のご契約内容の変更を希望される場合
ご契約内容の変更を希望される場合は、あらかじめ取扱代理店または損保ジャパンまでご通知ください。

ご通知いただく事項について（通知義務等）

（2）解約返れい金　契約概要　注意喚起情報

ご契約を解約される場合は、取扱代理店または損保ジャパンまでご連絡ください。なお、解約に際しては、ご契約時の条件により、ご契約の保険期間のうちいまだ過ぎていない期間の保険料を解約返れい金として返還することがあります（通算短期率適用契約に関する特約をセットされた場合等、解約返れい金がないこともあります。）。また、返還される保険料があっても多くの場合でお支払いいただいた保険料の合計額より少ない金額になりますので、ご注意ください。

（3）被保険者による解除請求　注意喚起情報

被保険者が保険契約者以外の方で、一定の条件に合致する場合は、被保険者は保険契約者にご契約の解除を求めることができます。被保険者から解除のお申し出があった場合は、ご契約者は、ただちに取扱代理店または損保ジャパンまでご通知ください。

（4）重大事由による解除

保険金を支払わせる目的でケガをさせた場合や保険契約者、被保険者または保険金受取人が暴力団関係者、その他の反社会的勢力に該当すると認められた場合などは、ご契約を解除することや、保険金をお支払いできないことがあります。

（5）他の身体障害または疾病の影響について

すでに存在していたケガや後遺障害、疾病の影響などにより、保険金をお支払いするケガの程度が重くなったときは、それらの影響がなかったものとして保険金をお支払いします。

4 その他ご留意いただきたいこと

（1）取扱代理店の権限　注意喚起情報

取扱代理店は損保ジャパンとの委託契約に基づき、お客さまからの告知の受領、保険契約の締結、保険料の領収、保険料領収証の交付、契約の管理業務等の代理業務を行っております。したがいまして、取扱代理店とご締結いただいて有効に成立したご契約につきましては、損保ジャパンと直接契約されたものとなります。

（2）保険会社破綻時等の取扱い　注意喚起情報

引受保険会社が経営破綻した場合または引受保険会社の業務もしくは財産の状況に照らして事業の継続が困難となり、法令に定める手続きに基づきご契約条件の変更が行われた場合は、ご契約時にお約束した保険金・解約返れい金等のお支払いが一定期間凍結されたり、金額が削減されることがあります。この保険は損害保険契約者保護機構の補償対象となりますので、引受保険会社が経営破綻した場合は、保険金・解約返れい金等の８割まで（ただし、破綻時から３か月までに発生した事故による保険金は全額）が補償されます。

（3）個人情報の取扱いについて　注意喚起情報

損保ジャパンは、本契約に関する個人情報を、保険引受・支払いの判断、本契約の履行、付帯サービスの提供、損害保険等損保ジャパンの取り扱う商品・各種サービスの案内・提供、アンケートの実施、等を行うこと（以下、「当社業務」といいます。）に利用します。また、下記①から④まで、当社業務上必要とする範囲で、取得・利用・提供または登録を行います。

①損保ジャパンが、当社業務のために、業務委託先（保険代理店を含みます。）、保険仲立人、医療機関、保険金の請求・支払いに関する関係先、等に提供を行い、またはこれらの者から提供を受けることがあります。なお、これらの者には外国にある事業者等を含みます。

②損保ジャパンが、保険制度の健全な運営のために、一般社団法人日本損害保険協会、損害保険料率算出機構、他の損害保険会社、等に提供もしくは登録を行い、またはこれらの者から提供を受けることがあります。

③損保ジャパンが、再保険契約の締結や再保険金等の受領のために、国内外の再保険会社等に提供を行うこと（再保険会社等から他の再保険会社等への提供を含みます。）があります。

④損保ジャパンが、国内外のグループ会社や提携先会社に提供を行い、その会社が取り扱う商品・サービスの案内・提供およびその判断等に利用することがあります。

なお、保健医療等のセンシティブ情報（人種、信条、社会的身分、病歴、犯罪の経歴、犯罪被害事実等の要配慮個人情報を含みます。）の利用目的は、法令等に従い、業務の適切な運営の確保その他必要と認められる範囲に限定します。

損保ジャパンの個人情報の取扱いに関する詳細（国外在住者の個人情報を含みます。）、グループ会社や提携先会社、等については損保ジャパン公式ウェブサイト（https://www.sompo-japan.co.jp/）をご覧ください。

（4）更改契約について　契約概要

告知の内容や事故の発生等によりご契約のお引受けをお断りすることや、お引受けの条件を制限することがあります。

（5）事故が起こった場合

■事故が発生した場合は、ただちに損保ジャパンまたは取扱代理店までご通知ください。事故の発生の日からその日を含めて30日以内にご通知がない場合は、保険金の全額または一部をお支払いできないことがあります。

■保険金の請求を行うときは、保険金請求書に加え、普通保険約款・特約に定める書類のほか、『ご契約のしおり・約款集』の「保険金ご請求の手続き」に記載の書類等をご提出いただく場合があります。

■ケガをされた場合等は、この保険以外の保険でお支払いの対象となる可能性があります。また、ご家族の方が加入している保険がお支払い対象となる場合もあります。損保ジャパン・他社を問わず、ご加入の保険証券等をご確認ください。

事故が起こった場合、保険金ご請求の手続き

他社の保険会社による共同保険契約を締結される場合
ご契約内容、事故報告内容の登録および確認について

保険会社等の相談・苦情・連絡窓口　◆おかけ間違いにご注意ください。

●損保ジャパンへの相談・苦情・お問い合わせ

ご契約内容の詳細や事故に関するお問い合わせは、取扱代理店・営業店・保険金サービス課へお取次ぎさせていただく場合がございます。

【窓口：カスタマーセンター】
0120-888-089

<受付時間>
平日　　：午前９時～午後８時
土日祝日：午前９時～午後５時
(12月31日～１月３日は休業)
<公式ウェブサイト>
https://www.sompo-japan.co.jp/

●保険会社との間で問題を解決できない場合（指定紛争解決機関）

損保ジャパンは、保険業法に基づく金融庁長官の指定を受けた指定紛争解決機関である一般社団法人日本損害保険協会と手続実施基本契約を締結しています。損保ジャパンとの間で問題を解決できない場合は、一般社団法人日本損害保険協会に解決の申し立てを行うことができます。

【窓口：一般社団法人日本損害保険協会「そんぽＡＤＲセンター」】
ナビダイヤル **0570-022808**
<通話料有料>

<受付時間>
平日：午前９時15分～午後５時
(土・日・祝日・年末年始は休業)
詳しくは、一般社団法人日本損害保険協会のホームページをご覧ください。
(https://www.sonpo.or.jp/)

●事故が起こった場合

事故が起こった場合は、ただちに下記窓口または取扱代理店までご連絡ください。

【窓口：事故サポートセンター】
0120-727-110

<受付時間>
24時間365日

(SJ21-51011, 2021.4.28) 365510 -1001

里親・ふるさと里親の賠償責任保険について

川崎市では、里親及びふるさと里親の皆様が児童を受託中に発生する万一の事故に備え、「里親賠償責任保険」に加入しています。
里親及びふるさと里親の過失による受託児童のケガや死亡、受託児童が第三者に損害、損傷を与えた場合等、里親・ふるさと里親又は受託児童に賠償責任が生じる場合に、この損害賠償責任保険が適用されます。事故の状況・原因によっては対象外となることもありますので、万一事故が発生した場合には、速やかにご報告ください。
なお、保険料は川崎市が負担しているため、皆様の自己負担はございません。

1　里親賠償責任保険とは

(1)賠償責任保険（施設所有管理者賠償責任保険＋生産物賠償責任保険）

日本国内において、里親（ふるさと里親を含む。以下同）の過失による児童のケガや死亡、里親が供与した飲食物に起因する児童の中毒事故、児童が第三者に損害、損傷を与えた場合で、里親又は児童に損害賠償責任が生じる場合、里親が法律上負うべき損害賠償金や訴訟費用等を保険金として里親に代わってそれらを補うための保険です。

【注】責任能力のある児童（一般的に12歳以上）の行為による賠償責任保険は、里親の責任とならないため、補償できません。この場合、後述の「個人賠償責任保険」に別途加入することになります。

(2)個人賠償責任保険（12歳以上の児童が加入対象）

日本国内において、責任能力のある児童が、日常生活中に他人にケガを負わせたり、他人のものをこわしてしまったことにより、法律上の賠償責任を負担することによって被る損害を補償する保険です。

上記二つの保険は、川崎市こども未来局（以下、「市」）が里親に代わり保険契約を締結しますので、里親は締結が行われた時点で自動的にこの保険に加入したことになります。また、保険料については市が全額を負担しますので、里親に対し、その負担を求めることはありません。なお、お支払対象となる事故があった場合、保険金額に別途免責（自己負担額）が設定されています。（詳しくは、5 賠償責任額の限度をご覧ください。）

2　保険加入の対象（被保険者）

(1)賠償責任保険（施設所有管理者賠償責任保険＋生産物賠償責任保険）

・川崎市認定里親家庭　及び
・川崎市認定ふるさと里親家庭

(2)個人賠償責任保険

・12歳以上の里子児童（ふるさと里親を含む）

【注】12歳未満の児童は、児童本人に責任能力がないと解され、里親に賠償責任が発生するため、里親の賠償責任保険で対応します。

3　事故例

(1)賠償責任保険（施設所有管理者賠償責任保険＋生産物賠償責任保険）の例

・里親の不注意により、里子児童が道路に飛び出し、交通事故にあってケガをした。
・里親が調理した飲食物が原因で、里子児童が食中毒になった。
・移動中、里親のミスで里子児童が、バランスを崩し負傷した。

(2)賠償責任保険及び個人賠償責任保険の例

・里子児童が、外で遊んでいて他人の家の窓ガラスを割り、賠償請求をされた。
・旅行中、里親が目を離した隙に里子児童が展示物を壊してしまった。
・里子児童が、来訪されている方の車に、誤って傷を付けてしまった。
・里子児童が、目を離した隙に一緒に遊んでいた子どもにケガを負わせてしまった。

・里子児童が、自転車で走行中、歩行者にぶつかりケガをさせた。
※これはあくまでも一例ですので、同じような賠償請求でも状況、原因等によって対象とならない場合もありますのでご注意ください。

4　このような事故 等は対象となりません

(1)賠償責任保険（施設所有管理者賠償責任保険＋生産物賠償責任保険）

・里親に責任のない事故
・12歳以上の里子児童に責任のない事故

(2)賠償責任保険（施設所有管理者賠償責任保険＋生産物賠償責任保険）及び個人賠償責任保険

・故意（けんか等）により発生した事故
・里親の所有物や、使用する物が壊れたり、無くなったりした場合
・地震、津波、噴火、洪水などの天災により発生した場合
・戦争、変乱、暴動、騒じょう、または労働紛争により発生した場合
・排水、排気（煙を含む）に起因して生じた事故
・航空機・自動車・車両の所有・使用・管理に起因する事故

5　損害賠償額の限度

賠償責任保険 （施設所有管理者賠償責任保険＋生産物賠償責任保険） 【対象：里親・ふるさと里親】		支払限度額	一事故の免責額
施設所有管理者賠償責任保険 （賠償責任保険普通保険約款 賠償責任保険追加条項　施設所有管理者特約条項）	対人・対物 一事故	5,000万円	1,000円 （里親負担）
生産物賠償責任保険 （賠償責任保険普通保険約款 賠償責任保険追加条項　生産物特約条項）	対人・対物 期間中	5,000万円	

個人賠償責任保険 【対象：12歳以上の児童】		支払限度額	一事故の免責額
日常賠償責任保険	対人・対物	5,000万円	なし

6　事故が発生したら（保険手続きの方法）

里親側に責任があると思われる事故が発生した場合は、次の方法でお知らせください。

① 「事故発生報告書」に必要事項を記入し、川崎市 こども未来局 担当へ提出してください。
なお、物損事故の場合、事故時の写真が必要になってきますので、損害状況のわかる写真を撮影しておくようお願いいたします。

② 担当保険代理店及び保険会社が、詳しい調査を行い本制度適用事故かどうかの調査を行わせて頂きます。

③ 本制度対象の事故と判断された場合、必要書類が送付されますので保険請求手続きを行います。
送付された書類に基づき審査のうえ、保険金が支払われます。

④ 事故の処理が完了しましたら「事故完了報告書」に必要事項を記入し、担当保険代理店までご提出してください。
【注】「事故完了報告書」は事故の処理状況を知るための大切な書類です。
報告した事故が保険対象とならなかった場合も、必ず提出してください

※　事故が発生した場合、報告書は 10 日以内に川崎市 こども未来局担当へ提出するようお願いします。
また、被害者との間で賠償額を決定（示談）する場合には、必ず事前にご相談ください。
承認がないまま被害者に対して損害賠償の全部または一部の承認をされた場合には、約款の規程により保険金が支払われないことがありますので、ご注意ください。

7　稼働実績報告

毎月の稼働実績（住所氏名を含む委託状況）を保険会社へ報告しますので、ご了承ください。

保険に対する連絡・問い合わせ先

① 「川崎市 こども未来局」（児童家庭支援・虐待対策室　児童福祉担当）

所在地：〒210-8577　川崎市川崎区宮本町１

（担当）　名原（なはら）　　電話 044-200-2929　FAX　044-200-3638

② 「（株）アレーテー」（損害保険ジャパン 代理店）

所在地：〒221-0044　横浜市神奈川区東神奈川 1-8-7-202

（担当）　地下（ぢげ）　　電話 045-444-3039　FAX　045-444-3040

③ 「損害保険ジャパン（株）」（横浜支店 営業第三課）

所在地：〒231-0007　横浜市中区弁天通り 5-70

電話 045-201-6720

身体賠償事故が発生した場合には、敏速にお見舞い等の誠意ある行動を起こして頂きますと、その後の示談解決等がスムーズに進む傾向があります。

なお、保険会社は直接被害者との示談代行を行うことはできません。また、お見舞い等に要した費用は、保険金お支払いの対象外となりますのでご注意ください。